

労働者健康福祉機構の役員の退職金に係る業績勘案率（案）

1. 退職役員について

- (1) 氏 名：伊藤 庄平（いとう しょうへい）
 (2) 役 職：独立行政法人労働者健康福祉機構 理事長
 (3) 在職期間：平成16年4月1日から平成22年9月30日

2. 業績勘案率の算定について

- (1) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が実施された期間の評価結果に基づく算定

	平成21年度	第1期中期目標期間
法人の中期目標期間及び 年度業績勘案率（別添）	1. 31	1. 37
平均値の分類	Y	Y
各分類に対応する率	1. 0	1. 0

○在籍月数：78か月（平成16～21年度各12か月、平成22年度6か月）

- (2) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が未実施の期間の実績に基づく算定

平成22年4月から9月までの間については、年度評価が未実施であるが、当該期間の実績（別添1）と平成16年度から平成21年度までの実績（別添2）を比較考量すると、同水準とすることが適当。

○ 平均値の分類 Y ○ 各分類に対応する率 1. 0 ○ 在職月数 6か月

- (3) 業績勘案率の計算式（在籍月数合計57か月）

$$(1. 0 \times 60 + 1. 0 \times 12 + 1. 0 \times 6) \div 78 = 1. 0$$

- (4) 役員の在職期間における目的積立金の状況

目的積立金は積んでいない。

- (5) 退職役員に係る職責事項についての申出

独立行政法人労働者健康福祉機構からの申請は無し。

- (6) (1)～(5) までによる業績勘案率の試算

1. 0

個別項目に関する評価結果(平成16年度～平成21年度)

独立行政法人労働者健康福祉機構													
第2期中期目標期間 (平成21年度～平成25年度)	21年度評価結果			第1期中期目標期間 (平成16年度～平成20年度)	第1期中期目標期間評価結果								
	平均	評価結果	対応率		20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	平均	評価結果	対応率	
1 業績評価の実施等	3.54	A	1.5	1 業務運営の効率化 (組織の見直し、一般管理費等の効率化)	3.90	3.78	4.00	4.00	3.82	3.90	A	1.5	
2 労災疾病等に係る研究・開発	4.54	S	2.0	2 業務運営の効率化(労災病院の再編等)	—	3.56	4.56	4.36	3.55	4.01	A	1.5	
3 高度・専門的医療の提供	3.72	A	1.5	3 業績評価の実施等	3.60	3.56	3.67	3.73	3.36	3.58	A	1.5	
4 過労死予防等の推進	3.81	A	1.5	4 労災疾病にかかる研究・開発	4.50	4.56	4.67	4.91	3.45	4.42	A	1.5	
5 勤労者医療の地域支援	4.18	A	1.5	5 過労死予防等の推進	4.10	4.00	4.22	4.18	3.64	4.03	A	1.5	
6 行政機関等への貢献	4.09	A	1.5	6 勤労者医療の地域支援	4.40	4.56	3.78	3.82	3.73	4.06	A	1.5	
7 医療リハ・せき損センターの運営	3.36	B	1.0	7 高度・専門的医療の提供	3.70	4.00	3.89	3.91	3.55	3.81	A	1.5	
8 労災リハビリテーション作業所の運営	3.45	B	1.0	8 行政機関等への貢献	4.30	4.44	4.56	4.36	3.45	4.22	A	1.5	
9 産業保健関係者に対する研修・相談及び産業保健に関する情報の提供	3.72	A	1.5	9 医療リハ・せき損センターの運営	3.40	3.56	3.78	3.82	3.73	3.66	A	1.5	
10 産業保健助成金の支給	3.00	B	1.0	10 健康診断施設の運営	3.80	3.67	3.44	3.64	3.55	3.62	A	1.5	
11 未払賃金の立替払	3.63	A	1.5	11 産業保健関係者に対する研修・相談	3.70	3.67	4.33	4.45	3.73	3.98	A	1.5	
12 納骨堂の運営	3.36	B	1.0	12 産業保健に関する情報の提供	3.60	3.56	3.67	3.55	3.55	3.59	A	1.5	
13 業務運営の効率化	3.50	A	1.5	13 産業保健助成金の支給	3.30	3.44	3.56	3.64	3.45	3.48	B	1.0	
14 予算、収支計画及び資金計画	3.00	B	1.0	14 未払賃金の立替払	3.40	3.89	3.67	3.82	3.55	3.67	A	1.5	
15 短期借入金等	3.00	B	1.0	15 リハ施設の運営	3.60	3.89	3.67	3.82	2.91	3.58	A	1.5	
16 人事、施設・設備に関する計画等	3.00	B	1.0	16 納骨堂の運営	3.40	3.56	3.44	3.55	3.36	3.46	B	1.0	
				17 予算、収支計画及び資金計画	2.90	3.00	3.78	3.91	3.73	3.46	B	1.0	
				18 短期借入金等	3.10	3.00	3.00	3.00	3.00	3.02	B	1.0	
				19 人事、施設・設備に関する計画	3.30	3.56	3.78	3.64	3.00	3.46	B	1.0	
			1.31										1.37

労働者健康福祉機構の役員の退職金に係る業績勘案率（案）

1. 退職役員について

- (1) 氏 名：浅野 賢司（あさの けんじ）
 (2) 役 職：独立行政法人労働者健康福祉機構 理事
 (3) 在職期間：平成20年8月1日から平成22年9月30日

2. 業績勘案率の算定について

- (1) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が実施された期間の評価結果に基づく算定

	平成21年度	平成20年度
法人の中期目標期間及び 年度業績勘案率（別添）	1. 3 1	1. 3 3
平均値の分類	Y	Y
各分類に対応する率	1. 0	1. 0

○在籍月数：26か月（平成20年度8ヶ月、21年度各12か月、平成22年度6か月）

- (2) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が未実施の期間の実績に基づく算定

平成22年4月から9月までの間については、年度評価が未実施であるが、当該期間の実績（別添1）と平成20年度から平成21年度までの実績（別添2）を比較考量すると、同水準とすることが適当。

○ 平均値の分類 Y ○ 各分類に対応する率 1. 0 ○ 在職月数 6か月

- (3) 業績勘案率の計算式（在籍月数合計26か月）

$$(1. 0 \times 8 + 1. 0 \times 12 + 1. 0 \times 6) \div 26 = 1. 0$$

- (4) 役員の在職期間における目的積立金の状況

目的積立金は積んでいない。

- (5) 退職役員に係る職責事項についての申出

独立行政法人労働者健康福祉機構からの申請は無し。

- (6) (1) ~ (5) までによる業績勘案率の試算

1. 0

個別項目に関する評価結果(平成20年度～平成21年度)

独立行政法人労働者健康福祉機構							
第2期中期目標期間 (平成21年度～平成25年度)	21年度			第1期中期目標期間 (平成16年度～平成20年度)	20年度		
	平均	評価 結果	対応 率		平均	評価 結果	対応 率
1 業績評価の実施等	3.54	A	1.5	1 業務運営の効率化 (組織の見直し、一般管理費等の効率化)	3.90	A	1.5
2 労災疾病等に係る研究・開発	4.54	S	2.0	2 業務運営の効率化(労災病院の再編等)	—	—	—
3 高度・専門的医療の提供	3.72	A	1.5	3 業績評価の実施等	3.60	A	1.5
4 過労死予防等の推進	3.81	A	1.5	4 労災疾病にかかる研究・開発	4.50	S	2.0
5 勤労者医療の地域支援	4.18	A	1.5	5 過労死予防等の推進	4.10	A	1.5
6 行政機関等への貢献	4.09	A	1.5	6 勤労者医療の地域支援	4.40	A	1.5
7 医療リハ・せき損センターの運営	3.36	B	1.0	7 高度・専門的医療の提供	3.70	A	1.5
8 労災リハビリテーション作業所の運営	3.45	B	1.0	8 行政機関等への貢献	4.30	A	1.5
9 産業保健関係者に対する研修・相談及び産業保健に関する情報の提供	3.72	A	1.5	9 医療リハ・せき損センターの運営	3.40	B	1.0
10 産業保健助成金の支給	3.00	B	1.0	10 健康診断施設の運営	3.80	A	1.5
11 未払賃金の立替払	3.63	A	1.5	11 産業保健関係者に対する研修・相談	3.70	A	1.5
12 納骨堂の運営	3.36	B	1.0	12 産業保健に関する情報の提供	3.60	A	1.5
13 業務運営の効率化	3.50	A	1.5	13 産業保健助成金の支給	3.30	B	1.0
14 予算、収支計画及び資金計画	3.00	B	1.0	14 未払賃金の立替払	3.40	B	1.0
15 短期借入金等	3.00	B	1.0	15 リハ施設の運営	3.60	A	1.5
16 人事、施設・設備に関する計画等	3.00	B	1.0	16 納骨堂の運営	3.40	B	1.0
				17 予算、収支計画及び資金計画	2.90	B	1.0
				18 短期借入金等	3.10	B	1.0
				19 人事、施設・設備に関する計画	3.30	B	1.0
			1.31				1.33

平成22年度上半期業務実績報告

自 平成22年4月 1日

至 平成22年9月30日

独立行政法人労働者健康福祉機構

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>I すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>I すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>(1) 外部有識者による業績評価委員会を年2回開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>(2) 毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>I すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>(1) 業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の運営方針に反映させるとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。</p> <p>また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度運営方針に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。</p> <p>(2) 業務の透明性を高めるため、決算終了後速やかに業務実績をホームページ等で公開するとともに、業務内容の充実を図るため、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営へ反映させる。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>I すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>(1) 業績評価の実施</p> <p>ア 内部業績評価要領に基づき、全ての事業（7事業）、施設（96施設）においてバランス・スコアカード（以下「BSC」という。）を用いた内部業績評価（決算期評価）を実施し、目標と実績に乖離がある事項に関しては原因分析を行うとともに、業務改善に反映させた。</p> <p>イ BSC制度の定着及び職員の理解度向上のため、本部集合研修において講義を2回行った。（6月、9月）</p> <p>ウ 外部有識者により構成される業績評価委員会を平成22年7月7日開催し、平成21年度業務実績に対する評価を実施した。また、平成22年12月27日に2回目の業績評価委員会を開催し、平成22年度上半期業務実績について評価を受ける予定である。</p> <p>なお、2回目の業績評価委員会が終了次第、今年度の業績評価委員会による評価、指摘事項等を取りまとめた、「業績評価委員会報告書」及び「業績評価委員会報告書に基づく業務の改善について」をホームページで公表するとともに、業務運営に反映させる予定である。</p> <p>(2) 業務実績の公表</p> <p>平成21年度業務実績について、ホームページで公表し、電子メールにより広く機構の業務に対する意見・評価を求めた。</p> <p>なお、業務実績に関する意見・評価を求めやすくするために、ホームページに「当機構の業務実績に対する御意見の募集について」のページを設けている。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)
<p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>第1期中期目標において取り上げた、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病である13分野の課題は引き続き重要な課題であることから、これら分野について労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を引き続き行うこと。</p> <p>特に、昨今の労働災害の動向や職場のニーズを踏まえ、かつ労働災害防止計画等に照らし、「アスベスト関連疾患」、「勤労者のメンタルヘルス」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)」及び「化学物質の曝露による産業中毒」の分野を最重点分野とし、これらの分野に資源を重点的に配分すること等により、時宜に合った研究成果をあげるよう取り組むこと。</p> <p>また、これまで労災病院で培われた労災疾病等に関する症例、知見、技術、職業と疾病との関連性に関する情報等を活かしつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病も含め、就労の継続が可能な治療と療養後における医療の視点から行う円滑な職場復帰を支える疾病の治療と職業</p>	<p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>中期目標に示された13分野ごとに別紙1のとおり研究テーマを定め労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及を着実に実施するため次のとおり取り組む。</p> <p>ア 中期目標に示された13分野の労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を引き続き実施するため、平成21年度中に13分野ごとに新たな臨床研究・開発、普及計画を作成し、これに基づいて労災疾病等13分野臨床医学研究を推進する。</p> <p>イ 中期目標において最重点分野とされた「アスベスト関連疾患」、「勤労者のメンタルヘルス」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)」及び「化学物質の曝露による産業中毒」の分野並びに「職場復帰のためのリハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援」の分野については、必要に応じて専任の研究者を配置するとともに、機構本部の研究支援体制を強化する等研究環境の整備充実を図る。</p>	<p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>中期計画に定めた13分野ごとの研究テーマに係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を着実に実施するため次のとおり取り組む。</p> <p>ア 13分野ごとに研究者会議を随時開催して、業績評価委員会医学研究評価部会において承認された研究計画に沿って研究を遂行するとともに、研究計画の変更が発生した場合には、再度、業績評価委員会医学研究評価部会等での評価を受ける。</p> <p>イ 配置した本部研究ディレクター等を中心に更なる研究体制の強化を図るとともに、分野横断的研究テーマについても検討する。</p>	<p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>中期計画に定めた13分野ごとの研究テーマに係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を着実に実施するため次のとおり取り組んだ。</p> <p>ア 労災疾病等13分野医学研究・開発、普及計画に沿った研究の遂行にあたり以下の取組を行った。研究者会議等を平成22年4月から9月までの間に40回開催した。また、業績評価委員会医学研究評価部会は平成23年2月23日及び24日に開催予定である。</p> <p>イ 定員・人件費増を伴わない兼務のかたちで本部に配置した特任研究ディレクター及び6名の本部研究ディレクターにより、本部の研究管理及び研究施設支援体制を強化した。また、分野横断的研究テーマについて検討を開始している。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
<p>生活の両立を図るモデル医療及び労働者個人の特性と就労形態や職場環境等との関係等についての研究開発を分野横断的に行うこととし、この研究にも資源を重点的に配分して研究環境の整備充実を図ること。</p> <p>なお、研究の推進に当たっては、労災疾病等に係る研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、平成21年度末までに診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況等を勘案した集約化を検討し、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。</p> <p>さらに、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例の集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を図ること。</p> <p>加えて、密接に関連する研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾患の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう一体的な実施について検討すること。</p> <p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用</p>	<p>ウ 労災疾病等に係る研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、平成21年度末までに診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況及び研究開発等を勘案して見直し案を策定する。</p> <p>エ 労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を図る。</p> <p>オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾患の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう一体的な実施についての検討を行う。</p> <p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促</p>	<p>ウ 各研究センターが有する臨床の中核機能を維持しながら、管理業務を本部に集約する等の見直し案をもとに組織、業務内容等の検討を行う。</p> <p>エ 独立行政法人国立病院機構との調整会議を開催し、症例データ収集方法等について検討する。</p> <p>オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）との調整会議を開催し、研究所との統合後における統合メリットが発揮できるような一体的な研究の実施のあり方について検討する。</p> <p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進</p>	<p>ウ 分散型の研究体制について見直しの検討を行った。</p> <p>13分野19テーマを各研究センターが有する臨床機能を維持しながら、管理業務を本部に集約化した。</p> <p>また、労災疾病のような特異な臨床医学研究を行うには、長年の専門的な労災疾病の臨床経験を有する医師を中心とする研究スタッフが、実際の患者を対象にして実施する必要があることから、テーマごとに主任研究者を配置しているが、研究体制の強化のために、本部と主任研究者が所属する施設長とが協議し、分担研究者、共同研究者の追加配置を行った。</p> <p>エ 独立行政法人国立病院機構等から症例データの収集方法について検討を行い、国立病院機構職員・大学教授等が共同研究者として研究に参画し、症例データの収集等を行っている。</p> <p>オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合に向けた取組については、平成21年度に調整会議を開催しているが、平成21年11月19日に開催された「第3回行政刷新会議」において、閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」を当面凍結する旨の決定があったことから、その後は特段の取組を行っていない。</p> <p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組んだ。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																																												
<p>を促進するため、本部、労災病院、産業保健推進センター等の有機的連携により、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対し研修等を通じて、積極的な情報の発信及び医療現場、作業現場等への定着を図ること。</p> <p>また、密接に関連する研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討すること。</p>	<p>進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>ア 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を20万件以上（参考：平成19年度実績130,638件）得る。</p> <p>イ 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。</p> <p>ウ 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、13分野の研究・開発テーマに関し、分野ごとに国外2件以上、国内10件以上の学会発表を行う。</p> <p>エ 労災病院と産業保健推進センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施</p>	<p>するため、次のとおり取り組む。</p> <p>ア 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を21万件以上（参考：平成20年度実績216,117件）得る。</p> <p>イ 労災疾病等に係るモデル医療等を効果的かつ効果的に普及する観点から、研究者の協力を得て教育研修の具体的な手法を検討する。</p> <p>ウ 日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、13分野の研究・開発テーマに関して研究成果の得られたものから順次学会発表を行う。</p> <p>エ 労災病院と産業保健推進センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を13回以上実</p>	<p>ア 労災疾病等13分野普及サイトに研究成果の最新情報の掲載準備を進めている。 なお、アクセス件数は以下のとおり</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="1596 407 2623 485"> <thead> <tr> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>4-9合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21,778</td> <td>25,528</td> <td>27,139</td> <td>29,577</td> <td>23,246</td> <td>28,852</td> <td>156,120</td> </tr> </tbody> </table> <p>【各分野のデータ・ベース（ホームページ）及びアクセス件数】（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="1596 558 2424 1136"> <thead> <tr> <th>各分野名等</th> <th>4-9実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①四肢切断、骨折等の職業性外傷</td><td>9,530</td></tr> <tr><td>②せき髄損傷</td><td>31,757</td></tr> <tr><td>③騒音、電磁波等による感覚器障害</td><td>2,415</td></tr> <tr><td>④高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患</td><td>23,862</td></tr> <tr><td>⑤身体への過度の負担による筋・骨格系疾患</td><td>1,034</td></tr> <tr><td>⑥振動障害</td><td>12,179</td></tr> <tr><td>⑦化学物質の曝露による産業中毒</td><td>8,566</td></tr> <tr><td>⑧粉じん等による呼吸器疾患</td><td>36,636</td></tr> <tr><td>⑨業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）</td><td>1,082</td></tr> <tr><td>⑩勤労者のメンタルヘルス</td><td>6,291</td></tr> <tr><td>⑪働く女性のためのメディカル・ケア</td><td>1,171</td></tr> <tr><td>⑫職場復帰のためのリハビリテーション</td><td>596</td></tr> <tr><td>⑬アスベスト関連疾患</td><td>5,300</td></tr> <tr><td>⑭その他（トップページ、英文サイト、研究報告書等）</td><td>51,809</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1回のホームページアクセスで複数の分野へアクセスする場合があることから、各分野のアクセス件数の合計と4-9月実績のアクセス件数の合計は一致しない</p> <p>イ 研究者会議開催時に普及方法についても検討を行った。</p> <p>ウ 11月5-6日に開催する第58回日本職業・災害医学会学術大会において「労災疾病等13分野医学研究」のパネル発表を発表予定である。 また、アスベスト関連疾患及び粉じん等による呼吸器疾患問題が懸念されているモンゴル国健康省からの要請を受け、平成22年8月に主任研究者等がモンゴルを訪問し、労災医療に係る診断・治療法についての知見の普及を実施した。</p> <p>エ 研修計画策定時に労災疾病等13分野研究についての研究計画について検討を進め、上半期に12回（受講者383名）実施した。</p>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4-9合計	21,778	25,528	27,139	29,577	23,246	28,852	156,120	各分野名等	4-9実績	①四肢切断、骨折等の職業性外傷	9,530	②せき髄損傷	31,757	③騒音、電磁波等による感覚器障害	2,415	④高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患	23,862	⑤身体への過度の負担による筋・骨格系疾患	1,034	⑥振動障害	12,179	⑦化学物質の曝露による産業中毒	8,566	⑧粉じん等による呼吸器疾患	36,636	⑨業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）	1,082	⑩勤労者のメンタルヘルス	6,291	⑪働く女性のためのメディカル・ケア	1,171	⑫職場復帰のためのリハビリテーション	596	⑬アスベスト関連疾患	5,300	⑭その他（トップページ、英文サイト、研究報告書等）	51,809
4月	5月	6月	7月	8月	9月	4-9合計																																									
21,778	25,528	27,139	29,577	23,246	28,852	156,120																																									
各分野名等	4-9実績																																														
①四肢切断、骨折等の職業性外傷	9,530																																														
②せき髄損傷	31,757																																														
③騒音、電磁波等による感覚器障害	2,415																																														
④高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患	23,862																																														
⑤身体への過度の負担による筋・骨格系疾患	1,034																																														
⑥振動障害	12,179																																														
⑦化学物質の曝露による産業中毒	8,566																																														
⑧粉じん等による呼吸器疾患	36,636																																														
⑨業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）	1,082																																														
⑩勤労者のメンタルヘルス	6,291																																														
⑪働く女性のためのメディカル・ケア	1,171																																														
⑫職場復帰のためのリハビリテーション	596																																														
⑬アスベスト関連疾患	5,300																																														
⑭その他（トップページ、英文サイト、研究報告書等）	51,809																																														

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
	<p>する。</p> <p>オ 研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾患の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討する。</p> <p>カ 勤労者の罹患率の高い疾病と職業の両立支援に関する研究・開発の成果等、勤労者医療の実践に有用な情報を提供するための機構本部、労災病院、産業保健推進センター、地域産業保健センター、労災指定医療機関、産業医、行政等によるネットワーク構築のための検討を行う。</p> <p>キ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を開催し、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させる。</p>	<p>施する。</p> <p>オ 研究所との統合後における統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討する。</p> <p>カ 勤労者医療の実践に有用な情報を提供するための機構本部、労災病院、産業保健推進センター、労災指定医療機関、産業医、行政等によるネットワーク構築のための委員会を開催し検討を行う。</p> <p>キ 研究計画の中間評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、その評価結果を研究計画の改善に反映させる。</p>	<p>オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合に向けた取組については、平成21年度に調整会議を開催しているが、平成21年11月19日に開催された「第3回行政刷新会議」において、閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」を当面凍結する旨の決定があったことから、その後は特段の取組を行っていない。</p> <p>カ 労災病院、産業保健推進センター等での研修会において研究成果等の症例検討会、研修会を開催した。また、勤労者の罹患率の高い疾病と職業の両立支援に関しては、がんの治療と就労の両立支援をテーマとした「勤労者医療フォーラム IN かながわ」をテレビ神奈川と共催で平成22年9月12日に開催し、これまでの研究成果や調査結果を発表するとともに、患者（労働者）、使用者、医療提供者、患者支援団体、行政（神奈川県）、労働・医療政策の専門家等のネットワークの構築とがん患者等の就労と治療の両立支援のあり方を検討した。</p> <p>キ 研究計画の中間評価を行うため、外部有識者を含む業績評価委員会医学研究評価部会を平成23年2月23日及び24日に開催予定である。</p>
<p>〔評価の視点〕</p> <p>【21' 評価】特に「アスベスト関連疾患」、「化学物質の曝露による産業中毒」、「勤労者のメンタルヘルス」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）」、「疾病と治療の両立支援」については、労災疾病の中でも、特にニーズが高く、早期診断・予防法等の成果が急がれる分野であり、行政や社会への提言・普及についても早急な対応が期待されている。</p> <p>【21' 評価】今後も、より着実な普及を進めるための人材育成や、研修等の体制整備にも力を注ぎ、多様なネットワークへの参加等を通じた、より積極的な普及活動への展開を期待したい。</p>	<p>□ 「アスベスト関連疾患」においては、理化学研究所との共同研究による早期診断手法の開発につき研究を進め、「勤労者のメンタルヘルス」については、睡眠状況と抑うつ・疲労の関係の調査研究に着手し、「疾病と治療の両立支援」については、「糖尿病」に関しての第1次調査研究の取りまとめを行った。「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）」は、加重労働が健康障害を引き起こす機序の解明のための研究に着手している。また、「産業中毒」に関しては、「物理的因子」との連携による「産業中毒データベース」、「職業性皮膚疾患NAVI」充実を図ることとしている。</p> <p>□ 平成22年9月に、がんの治療と就労の両立支援について考えるため、「勤労者医療フォーラム」を、研究者、NPO患者支援団体、産業医及び地方自治体等の多様な関係者の参画の下、一般公開により開催した。今後は、他の研究分野においても、同様のフォーラムの開催を計画し、研究テーマの普及を進めることとする。</p> <p>また、他研究機関の研究者等との交流、共同研究への参画も新たに計画しており、これらを通じて、より効果的な人材育成等に取り組むこととする。</p>		

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																												
<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>勤労者医療の中核的役割の推進のために、上記「1」の研究開発と併せ、以下のとおり着実に取り組むこと。</p> <p>特に、労災病院等においては、勤労者医療の中核的役割を推進するため、職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成、活用して疾病の治療と職業生活の両立支援を図るとともに、労災病院グループのネットワークを通じて労災指定医療機関等に普及していくこと。</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ア 労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。特に、アスベスト関連疾患や化学物質の曝露による産業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応すること。</p> <p>また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるためにも、基盤となる4疾病5事</p>	<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ア 労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関する医療について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。</p> <p>また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるため、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核医療機関を目指す。</p>	<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ア 労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関する医療について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。</p> <p>また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるため、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核医療機関を目指す。</p>	<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ア</p> <p>地域の中核的役割の推進</p> <p>地域における中核的役割の推進のため、体制を構築・強化し、地域がん診療連携拠点病院や地域医療支援病院の承認・指定に積極的に取り組むとともに、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）の診療機能の充実を図った。</p> <p>地域がん診療連携拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1665 1465 2653 1549"> <tr> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度9月末</td> </tr> <tr> <td>4施設</td> <td>4施設</td> <td>8施設</td> <td>10施設</td> <td>11施設</td> <td>11施設</td> <td>11施設</td> </tr> </table> <p>地域医療支援病院</p> <table border="1" data-bbox="1665 1623 2653 1707"> <tr> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度9月末</td> </tr> <tr> <td>3施設</td> <td>3施設</td> <td>5施設</td> <td>9施設</td> <td>12施設</td> <td>17施設</td> <td>19施設</td> </tr> </table> <p>急性期医療への対応</p> <p>i 急性期化に対応した診療体制の構築</p> <p>看護師を確保して急性期化に対応した診療体制の構築を図り、急性期医療に努めたことにより、平均在院日数の短縮が見られた。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度9月末	4施設	4施設	8施設	10施設	11施設	11施設	11施設	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度9月末	3施設	3施設	5施設	9施設	12施設	17施設	19施設
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度9月末																									
4施設	4施設	8施設	10施設	11施設	11施設	11施設																									
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度9月末																									
3施設	3施設	5施設	9施設	12施設	17施設	19施設																									

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																																																																										
<p>業等の診療機能を充実させ、地域の中核的医療機関を目指すこと。</p>	<p>(ア) それぞれの研究分野の専門医からなる検討委員会にて策定した分野ごとの臨床評価指標により、医療の質に関する自己評価を行う。</p> <p>(イ) 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。</p> <p>(ウ) 職業に関連した負傷又は</p>	<p>(ア) それぞれの研究分野について引き続き臨床評価指標の検討を行う。</p> <p>(イ) 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で順次実践し、これに係る症例検討会等での評価結果については、当該分野の研究者にフィードバックすることにより研究に反映させる。</p> <p>(ウ) 職業に関連した負傷又は</p>	<p>一般病棟入院基本料上位算定</p> <table border="1" data-bbox="1665 258 2703 417"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度9月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7対1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1施設</td> <td>5施設</td> <td>5施設</td> <td>9施設</td> <td>13施設</td> </tr> <tr> <td>10対1</td> <td>15施設</td> <td>15施設</td> <td>30施設</td> <td>27施設</td> <td>27施設</td> <td>23施設</td> <td>19施設</td> </tr> <tr> <td>13対1</td> <td>17施設</td> <td>17施設</td> <td>1施設</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均在院日数</p> <table border="1" data-bbox="1665 495 2650 573"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度4～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.6日</td> <td>17.5日</td> <td>16.2日</td> <td>16.1日</td> <td>15.4日</td> <td>15.2日</td> <td>14.8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii 救急医療体制の強化 労働災害、大規模災害への対応を含めた救急体制の強化を行うことにより救急搬送患者数は前年度比較で増加した。</p> <p>○ 救急搬送患者数（4～9月） 21年度 32,789人→22年度 35,497人</p> <p>救急搬送患者数（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="1665 913 2650 991"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度4～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64,472</td> <td>66,699</td> <td>67,942</td> <td>68,206</td> <td>64,272</td> <td>67,703</td> <td>35,497</td> </tr> </tbody> </table> <p>医療の高度・専門化</p> <p>i 専門センター化の推進 従来の診療科別から、臓器別・疾病別の専門センターを設置することにより、高度専門的医療を提供するとともに、診療科の枠を超えたチーム医療の提供を行った（脳卒中センター、循環器センター、糖尿病センター、消化器センター、脊椎外科センター等 専門センター数147）。</p> <p>専門センター数</p> <table border="1" data-bbox="1665 1257 2662 1335"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度9月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78</td> <td>107</td> <td>121</td> <td>129</td> <td>137</td> <td>146</td> <td>147</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア) 勤労者医療臨床指標検討委員会で提起された意見や他団体の取組をもとにして、従来の指標の見直しを図っている。</p> <p>(イ) 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し普及するため、労災指定医療機関等の医師及び産業医等に対して症例検討会等（参加人数9,948人）を実施し、参加者からの意見等については、当該研究分野の研究者に情報提供するなど研究に反映させている。</p> <p>(ウ) ガイドライン作成に向けて、平成22年9月12日に「勤労者医療フォーラム IN かながわ」を開催し、患</p>	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度9月末	7対1	—	—	1施設	5施設	5施設	9施設	13施設	10対1	15施設	15施設	30施設	27施設	27施設	23施設	19施設	13対1	17施設	17施設	1施設	—	—	—	—	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月	18.6日	17.5日	16.2日	16.1日	15.4日	15.2日	14.8日	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月	64,472	66,699	67,942	68,206	64,272	67,703	35,497	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度9月末	78	107	121	129	137	146	147
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度9月末																																																																						
7対1	—	—	1施設	5施設	5施設	9施設	13施設																																																																						
10対1	15施設	15施設	30施設	27施設	27施設	23施設	19施設																																																																						
13対1	17施設	17施設	1施設	—	—	—	—																																																																						
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月																																																																							
18.6日	17.5日	16.2日	16.1日	15.4日	15.2日	14.8日																																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月																																																																							
64,472	66,699	67,942	68,206	64,272	67,703	35,497																																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度9月末																																																																							
78	107	121	129	137	146	147																																																																							

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
<p>さらに、近年、大規模労働災害が増加していることを踏まえ、かかる場合における緊急な対応を速やかに行えるようにすること。</p> <p>イ 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のIT化を推進すること。</p> <p>ウ 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築する上で不可欠となる</p>	<p>疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成する。</p> <p>(エ) メディカルソーシャルワーカー等を活用し、勤労者の治療を受けながらの就労の継続、療養後又は療養中の円滑な職場復帰を図ることについて、具体的な試行を行い、その成果等を活かして国の政策等との連携を図る。</p> <p>(オ) 大規模労働災害に備えて、緊急対応が行えるよう災害対策医療チームを直ちに編成できる危機管理マニュアルを整備する。</p> <p>イ 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、オーダーリングシステム、電子カルテシステム等の導入を進めることにより医療情報のIT化を推進する。</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を</p>	<p>疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成するための検討を行う。</p> <p>(エ) 勤労者の治療を受けながらの就労の継続、療養後又は療養中の円滑な職場復帰を図ることについて、メディカルソーシャルワーカー等を活用したモデル事業を試行するため、メディカルソーシャルワーカー等スタッフの育成を行うカリキュラム等作成のための検討を行う。</p> <p>(オ) 危機管理マニュアルが大規模労働災害の発生に速やかに対応できるものになっているか検証を行う。</p> <p>イ 労災病院の患者サービス向上、情報の共有化によるチーム医療の推進及び原価計算による医療の質の向上と効率化を図るため医療情報のIT化を推進する。このためオーダーリングシステムを1病院に、電子カルテシステムを5病院に、経営状況に配慮しつつ新たに導入する。 また、電子カルテシステムの導入及び更新に当たっては、システムに必要とされる機能の絞り込みと入札における競争性を高めるためにコンサルタントを活用してコストの削減を図る。</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保</p>	<p>者（労働者）、使用者、医療提供者、患者支援団体、行政（神奈川県）、労働・医療政策の専門家等によりがん患者等の就労と治療の両立支援のあり方を検討した。</p> <p>(エ) 厚生労働省より「治療と職業生活の両立支援方法の開発一式」事業を受託し、疾患別に中心となる医師とMSWによる打合せを行っている。 【22年度実績】 両立支援（がん）分野において、研究参加施設のMSWを対象とした研修会を開催した（平成22年9月2日）。 また、全国労災病院のメディカルソーシャルワーカー（MSW）による打合会を10月末に実施することとしている。</p> <p>(オ) 災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて適切な対応が取れるか、特に病院の所在する地域で頻度が高いと考えられる労働災害等に速やかに対応できるかを主として、検証を行っているところである。</p> <p>イ 今年度のオーダーリングシステム・電子カルテシステムの新規導入・更新については10月以降の下半期に稼働予定されているが、新規導入・更新予定病院に対しては、現状の業務フローを見直し業務改善を行い、病院をあげた組織的な取組により円滑な導入・更新が図られるよう、本部より改めて指示した。 コンサルタントについては新たに4病院で導入し、システムの構成や機能等について最適化・標準化を進めるとともに、費用対効果の検討や競争性を高めるための仕様書作成についても助言を求め、入札や契約についてコスト削減に繋がるようコンサルタントを活用している。 また、病院情報システムの整備計画書や承認要件について見直しを行い、従来の整備計画書では十分に表現できなかったIT化を進める目的・目標について、患者サービスの向上、医療の質の向上、経営基盤の強化の観点からIT化推進の目的や目標を明確にする「病院情報システム導入目的・目標・評価シート」を作成し、平成23年度以降の病院情報システム導入病院については本部への提出を義務づけた。</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図った。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）														
<p>優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組むこと。</p> <p>エ 労災看護専門学校においては、近年の看護師不足等の中で、労災病院における勤労者医療の推進に必</p>	<p>確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(ア) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>(イ) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種ごとの勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実させることにより、職員個々の資質の向上を図る。</p> <p>エ 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病の関連性等に関するカリキュラムを</p>	<p>するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(ア) 国の医師臨床研修制度の見直しを踏まえた新たな臨床研修プログラムに、勤労者医療に関する内容を盛り込む。 また、労災病院の医師の中から臨床研修指導医講習会世話人（講習会企画責任者が行う企画、運営、進行等に協力する医師）を育成し、機構独自の指導医講習会を開催するとともに、初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施し、優秀な医師の育成、確保に努める。</p> <p>(イ) 研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、より効果的かつ効果的な専門研修内容及び研修カリキュラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で80%以上の有益度を得る。 また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。 さらに、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者の受講後における伝達研修を行い、研修の実践と展開を図る。</p> <p>エ 労災看護専門学校において、勤労者医療の役割・機能を理解するため、職業性疾病に関する理解、メンタルヘル</p>	<p>(ア) 厚生労働省の開催指針に則って機構が主催する「第6回全国労災病院臨床研修指導医講習会」を6月に実施し、労災病院の医師37名が勤労者医療に関する講義を含め、3日間受講した。開催にあたっては、労災病院の医師から臨床研修指導医講習会世話人として10名(新規4人を含む)を任命し、世話人会を5月開催した。 また、「第7回全国労災病院臨床研修指導医講習会」を平成23年1月に実施予定しており、それに先立ち、労災病院の医師から臨床研修指導医講習会世話人として9名(新規1人を含む)を任命し、世話人会を9月に実施した。 なお、初期研修医を対象とした集合研修は、11月19日から20日に開催し、56名の研修医が参加予定となっている。</p> <p>(イ) 平成22年4月から9月までの本部集合研修は、事務局長研修、新人看護職実地指導者研修、医療職研修等計17研修(前年同期15研修)を実施し、853人(前年同期722人)が受講した。研修終了後のアンケート調査では、93.8%(前年同期91.8%)の理解度、90.3%(前年同期89.2%)の満足度が得られた。有益度(講義内容を業務に生かすことができる)は、87.5%(前年同期86.5%)と有益度の目標値である80%以上を達成している。受講者からは「内部統制の4つの目的、6つの基本的要素について理解を深められた。」(事務局長研修)、「講師の選出、初日から講義順もよく、どの講義も最後まで興味深く聴講できた。新人はスタッフ全員で育てるという意識が変わった。」(新人看護職実地指導者研修)、「労災病院の職員として認知すべきこと、また事例を題材にしたディスカッションを行い、自身の役割を認識することができた。」(医療職研修)等の受講感想があり、研修内容及び研修カリキュラムの充実の効果がうかがえた。</p> <p>有益度調査の推移</p> <table border="1" data-bbox="1647 1302 2775 1381"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度(4-9)</th> <th>22年度4月-9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>77.8%</td> <td>78.4%</td> <td>79.1%</td> <td>81.3%</td> <td>81.5%</td> <td>84.1%(86.5%)</td> <td>87.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、勤労者医療に関する研修では、「労災病院の立ち位置がどこにあるのか、勤労者医療に取り組むことの意味と重要性をグラフや数値から客観的に学ぶことができた。」等の受講感想があり、91.7%(前年同期91.4%)の理解度が得られた。 さらに、研修効果を上げるための伝達研修については、受講報告書に伝達研修実施日の記載を義務付けているが、受講生のほとんどが1か月以内に伝達研修を行っており、各施設における受講者以外への研修効果の波及も図られている。</p> <p>エ カリキュラムに基づき、労災病院における勤労者医療の役割や勤労者の職業と疾病との関連性等に関する教育を行うとともに、勤労者の作業環境見学や勤労者医療を推進する労災病院における臨地実習を実施している。 また、勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援等の新たな教育内容について、勤労者医療カリキュラムに盛り込むことで、充実を図っている。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(4-9)	22年度4月-9月	77.8%	78.4%	79.1%	81.3%	81.5%	84.1%(86.5%)	87.5%
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(4-9)	22年度4月-9月											
77.8%	78.4%	79.1%	81.3%	81.5%	84.1%(86.5%)	87.5%											

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）												
<p>要な専門性を有する看護師を養成すること。</p> <p>オ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。</p>	<p>充実することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。</p> <p>オ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供し、全病院平均で80%以上の満足度を確保する。</p>	<p>スマネジメント、災害看護等の講義を含むカリキュラムに基づき、勤労者医療を推進するために必要な知識や技術の習得のため、特色ある教育を行うとともに、勤労者医療を推進する労災病院における臨地実習を通じ、日常の看護実践を勤労者医療の視点も持って実践していくために必要な専門的知識を有する看護師を育成する。</p> <p>また、勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援等、勤労者医療に関する教育内容について見直しを行い、勤労者医療カリキュラムの更なる充実を図る。</p> <p>オ (ア) 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。</p> <p>(イ) 良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について更</p>	<p>オ (ア) 患者満足度調査については、患者の目線に立ち労災病院のサービス向上を目的として、平成22年度も実施した。調査は、入院は調査期間（平成22年9月6日から平成22年10月3日）において退院された患者のうち協力を了承された8,718人、外来は調査日（平成22年9月6日から平成22年9月10日のうち病院任意の2日間）において通院された外来患者のうち協力を得られた18,862人を対象に行い、診療・病院環境・職員の接遇等、入院99項目、外来78項目について、「たいへん満足」「やや満足」「どちらでもない」「やや不満」「たいへん不満」の5段階で評価する、無記名方式によるアンケート調査にて実施した。</p> <p>平成22年度調査の結果としては、昨年同様、全労災病院平均で80%以上の患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を得ていると共に、「安全な治療の実施」や「病院への信頼度」等の項目について高い満足度を得られている。</p> <p>なお、今回の結果を踏まえ、各施設において満足度の低い項目や前年度に比して低下した項目について改善を検討しているところである。</p> <p>患者満足度</p> <table border="1" data-bbox="1647 1453 2724 1530"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78.9%</td> <td>78.7%</td> <td>80.6%</td> <td>82.5%</td> <td>81.8%</td> <td>81.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【個別項目】 <平成22年度実績></p> <p>治療の結果に満足している 77.6%</p> <p>安全な治療の実施 81.1%</p> <p>この病院の医師や職員の説明はわかりやすい 80.1%</p> <p>受けている治療に納得している 80.4%</p> <p>病院への信頼度 84.5%</p> <p>(イ) 更新時期を迎えた5施設のうち、3施設が受審した。残りの2施設においては、年内を目途に受審の予定である。</p>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	78.9%	78.7%	80.6%	82.5%	81.8%	81.5%
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度										
78.9%	78.7%	80.6%	82.5%	81.8%	81.5%										

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																								
<p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。</p>	<p>また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p>	<p>新時期を迎えた施設においては受審に向けた準備を行う。</p> <p>(ウ) チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。</p> <p>(エ) 安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」と「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続するとともに「医療安全チェックシート」の改訂により、標準化された医療水準の向上に努める。</p> <p>また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、引き続きすべての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間の取組の定着を図る。</p> <p>なお、労災病院における医療事故・インシデント事例のデータの公表を継続するとともに原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を図る。</p>	<p>※ 認定施設数（ISO認定の1施設含む） 21年度：30施設 → 22年度30施設</p> <p>(ウ) 全ての労災病院に設置するクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスを活用して医療の標準化に努めており、クリニカルパス件数は4,079件、適用率は88.3%となっている。</p> <p>クリニカルパス導入状況</p> <table border="1" data-bbox="1656 436 2775 556"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度4～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パス件数</td> <td>2,163件</td> <td>2,684件</td> <td>3,303件</td> <td>3,685件</td> <td>3,619件</td> <td>3,731件</td> <td>4,079件</td> </tr> <tr> <td>パス適用率</td> <td>79.6%</td> <td>77.9%</td> <td>85.0%</td> <td>85.9%</td> <td>86.8%</td> <td>87.9%</td> <td>88.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 改訂版「医療安全チェックシート」による自主点検を下半期に実施予定。</p> <p>主な改訂のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関連法令や厚生労働省の通知等に則った、項目や文言の見直し。 ・体制整備の有無を中心とした項目から、整備項目への見直し・確認遵守等をチェックする項目への見直し。 ・第2期中期計画「患者の医療安全への積極的な参加の推進」に関する項目の整備。 <p>「労災病院間医療安全相互チェック」を9月より順次実施中である。</p> <p>また、厚生労働省が主催する「医療安全推進週間：11月21日（日）～27日（土）」（医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図る。）に「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」のテーマで、全労災病院が参加予定。</p> <p>なお、平成21年度の労災病院における医療上の事故等の発生状況を平成22年5月末にホームページ上で一括公表した。</p>	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月	パス件数	2,163件	2,684件	3,303件	3,685件	3,619件	3,731件	4,079件	パス適用率	79.6%	77.9%	85.0%	85.9%	86.8%	87.9%	88.3%
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月																				
パス件数	2,163件	2,684件	3,303件	3,685件	3,619件	3,731件	4,079件																				
パス適用率	79.6%	77.9%	85.0%	85.9%	86.8%	87.9%	88.3%																				
<p>【評価の視点】</p>																											
<p>【21' 評価】今後とも、今日の「労災病院の役割」を更に高めつつ、国民にこの役割をわかりやすく伝え、理解を求めていくことが必要である。</p>		<p>□ 今後の労災病院のガバナンスの一層の強化を図るため、本部による個別の病院協議等を通じて、本部から、各労災病院が果たすべき役割、機能等の指示を強化する。これらを通じ、個々の病院単位ごとに政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、平成22年度末までに取りまとめを行い、その結果を公表する。</p>																									
<p>【22' 労働部会指摘】IT化を進める目的と進めた効果（数値的なもの）</p>		<p>□ 平成22年度にオーダーリング・電子カルテを導入・更新する施設は、患者サービスの向上、医療の質の向上、経営基盤の強化の観点からIT化推進の目的・目標を整理し、稼働後半年から1年後を目途にその効果を検証することとしている。</p>																									
<p>【22' 労働部会指摘】ホームページアクセス件数に係る分析（ページ別アクセス件数等）</p>		<p>□ アクセスの総件数だけではなく、ページ別に件数を出して分析しており、IPアドレスによるアクセス数の分析についても可能か否か現在検討中である。また、ホームページの全面リニューアルに向けた検討も開始している。</p>																									

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)
<p>(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理等を推進することとし、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ76万人以上(※1)、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ11万人以上(※2)、講習会を延べ1万2千人以上、勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ2万人以上(※3)実施すること。</p> <p>また、これらの実施に当たっては、実施時間帯の設定に配慮する等利便性の向上も図ること。</p> <p>さらに、指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得ること。</p> <p>加えて、指導や相談の結果の分析を行い、産業保健推進センターで行う研修等に活かすこと。</p> <p>(※参考1：平成16年度から平成19年度までの平均121,705人×5年間の25%増)</p> <p>(※参考2：平成16年度から平成19年度までの平均17,634人×5年間の25%増)</p> <p>(※参考3：平成16年度から平成19年度までの平均3,288人×5年間の25%増)</p>	<p>(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者に対する過労死・メンタルヘルス不調予防等の推進に関して示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 労働安全衛生関係機関との連携や、予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p> <p>イ 勤労者の利便性の向上を</p>	<p>(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理等を確実に推進するため、平成22年度における実施数を勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ15万2千人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ2万2千人以上、講習会を延べ1万7千人以上、勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ4千人以上実施する。</p> <p>また、指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。</p> <p>なお、勤労者に対する過労死・メンタルヘルス不調予防等の推進に関して示された中期目標を達成するために次のような取組を行う。</p> <p>ア 利用者に対して質の高い指導・相談を提供するため、労働安全衛生関係機関との連携を図るなどして予防医療における方向性を得る。さらに得られた情報を踏まえ、予防医療関連学会が実施する研修会、講習会等に参加するなどして予防医療に係る最新の情報を取得し実務者のスキルアップを図る。さらに予防医療に関する効果的、効率的な指導法のための調査研究を実施し、指導に活用するほか、各種学会等で発表する。</p> <p>イ 勤労者の利便性の向上を図る</p>	<p>(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、勤労者予防医療センター(部)において、次の取組を行った。(平成22年度(4～9月)実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者の過労死予防対策の指導人数(個別又は集団指導) 75,721人 ・勤労者心の電話相談人数 10,031人 ・メンタルヘルス不調予防対策の講習会参加者 8,645人 ・勤労者女性に対する女性保健師による生活指導人数 1,807人 <p>ア 労働衛生関係機関との連携を図り、予防関連学会や各種協会が実施するスキルアップ研修会に参加し実務者のスキルアップを図っている。</p> <p>イ 利用者の利便性を踏まえて、指導・相談等の実施時間を見直し、17時以降や休日・祝日にも実施している。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
<p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者予防医療センターにおいて、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。</p>	<p>図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、その結果を指導・相談内容に反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>エ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制を整備する。</p> <p>オ 指導や相談の結果分析を行い、産業保健推進センターで行う研修等において活用する。</p> <p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者予防医療センターにおいて、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成を目指し、産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の整備、構築を行う。</p>	<p>ため、指導・相談等の実施時間帯について17時以降や、土、日、祝日にも実施する。さらに企業等の要望により出張による指導も積極的に行う。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を実施し、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果を指導・相談内容に反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>エ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制を整備するため、専任の医師、心理判定員等の専門スタッフを配置する。</p> <p>オ 勤労者予防医療センターで得られた効果的、効率的な指導法や調査研究で得られた成果を、産業保健推進センターで行う研修等において活用するための検討結果に基づき、施行する。</p> <p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成を図るため、産業活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援対策の整備、構築を行うための検討を行う。</p>	<p>ウ 利用者の満足度調査を9月から10月にかけて実施した結果は、回答者のうち92%が健康確保に役立ったという回答を得ている。</p> <p>エ メンタルヘルス不調者への職場復帰を支援する事を試行的に開始。企業からの講習会開催依頼も多く、専門の医師、心理判定員、カウンセラーを企業に派遣した（1施設）。</p> <p>21年度47名→22年度上半期50名 { 内訳 21名：休職している 29名：休職していない</p> <p>オ 勤労者予防医療センターと産業保健推進センターで研修計画を策定し、実施している。</p> <p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>育成支援対策の整備の検討に向け準備を進めている。</p>
<p>〔評価の視点〕</p> <p>【21' 評価】 今後も職場訪問型復帰支援については医療の専門家については医療の専門化と企業の担当者との緊密な連携により、個々のケースに対応できる体制整備を一層進めることを期待したい。</p>	<p>□ 職場訪問型職場復帰支援については、平成22年度に1病院で専門医師、臨床心理士等のスタッフを配置し、新たに企業へ派遣して、メンタルヘルス不調者やスタッフ等を対象に講習会や指導・相談等の支援活動を実施している。</p> <p>平成23年以降も、順次、専門医師、臨床心理士等専門スタッフの配置を検討し、職場訪問型職場復帰支援体制の拡充を図る。</p>		

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)																																																								
<p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p> <p>労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関等との連携を強化するとともに、労災指定医療機関等を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災疾病等に係る診断・治療について労災指定医療機関等が利用しやすいマニュアル等資料の提供、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。</p>	<p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p> <p>労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 患者紹介に関する労災指定医療機関等との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに患者紹介率を60%以上(参考：平成19年度実績49.8%)、逆紹介率を40%以上とする。</p> <p>イ 勤労者医療に係るモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ10万人以上(平成16年度から平成19年度までの平均19,475人×5年間の3%増)に対し講習を実施する。</p> <p>また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。</p>	<p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p> <p>地域医療連携室を中心として次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を75%以上得る。</p> <p>ア 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を54%以上、逆紹介率を40%以上確保する。</p> <p>イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p>	<p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p> <p>利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査では、総合的に診療や産業医活動を実施する上で有用であった(役にたった)旨の評価を78.7%得た。</p> <p>診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価</p> <table border="1" data-bbox="1641 495 2597 575"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78.6%</td> <td>77.0%</td> <td>74.4%</td> <td>77.7%</td> <td>76.8%</td> <td>77.9%</td> <td>78.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 労災指定医療機関との医療連携に取り組んだ結果、58.0%の紹介率、45.4%の逆紹介率を確保した。</p> <p>患者紹介率</p> <table border="1" data-bbox="1641 1020 2650 1100"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度4～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38.6%</td> <td>42.3%</td> <td>44.7%</td> <td>49.8%</td> <td>53.1%</td> <td>55.0%</td> <td>58.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>逆紹介率</p> <table border="1" data-bbox="1641 1140 2650 1220"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度4～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.1%</td> <td>29.6%</td> <td>31.9%</td> <td>37.4%</td> <td>42.3%</td> <td>42.2%</td> <td>45.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した症例検討会や講演会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにするなどの相談方法の多様化を図り、労災指定医療機関の医師及び産業医等9,948人を対象にモデル医療の普及を行った。</p> <p>症例検討会・講習会参加人数 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1641 1467 2638 1547"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度4～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,386</td> <td>18,681</td> <td>22,395</td> <td>20,436</td> <td>20,404</td> <td>20,715</td> <td>9,948</td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	78.6%	77.0%	74.4%	77.7%	76.8%	77.9%	78.7%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月	38.6%	42.3%	44.7%	49.8%	53.1%	55.0%	58.0%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月	25.1%	29.6%	31.9%	37.4%	42.3%	42.2%	45.4%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月	16,386	18,681	22,395	20,436	20,404	20,715	9,948
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																																					
78.6%	77.0%	74.4%	77.7%	76.8%	77.9%	78.7%																																																					
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月																																																					
38.6%	42.3%	44.7%	49.8%	53.1%	55.0%	58.0%																																																					
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月																																																					
25.1%	29.6%	31.9%	37.4%	42.3%	42.2%	45.4%																																																					
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月																																																					
16,386	18,681	22,395	20,436	20,404	20,715	9,948																																																					

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）														
<p>また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得ること。</p>	<p>ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ15万件以上（平成19年度実績29,082件×5年間の5%増）実施する。</p> <p>エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。</p>	<p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を各労災病院の地域支援業務の改善に反映し、より高い評価が得られるよう努める。</p>	<p>ウ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ17,036件の受託検査を実施した。</p> <p>受託検査件数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1635 296 2623 373"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度4～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23,092</td> <td>27,119</td> <td>27,538</td> <td>29,082</td> <td>29,713</td> <td>31,704</td> <td>17,036</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 平成21年9月1日から平成22年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対して、ニーズ調査を実施し利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった（役にたった）旨の評価について78.7%の評価を得た。今後、この調査結果に基づき労災指定医療機関の医師及び産業医等からの示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映する予定である。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月	23,092	27,119	27,538	29,082	29,713	31,704	17,036
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月											
23,092	27,119	27,538	29,082	29,713	31,704	17,036											

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																																																										
<p>(5) 行政機関等への貢献</p> <p>国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。</p> <p>また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。</p> <p>さらに、アスベスト関連疾患に対して、引き続き、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。</p>	<p>(5) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。</p> <p>ウ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。</p> <p>エ 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。</p> <p>オ 独立行政法人高齢・障害者</p>	<p>(5) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。</p> <p>ウ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、行政機関の要請に応じ、速やかに情報を提供する。</p> <p>エ 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。 また、当該関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、アスベストを原因とする中皮腫、肺がんの鑑別診断の根拠となるアスベスト小体の計測検査について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。</p> <p>オ 独立行政法人高齢・障害者雇</p>	<p>(5) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 巡回診療は、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等が行う診療であり、県内はもとより、県外へも積極的に実施した。</p> <p>巡回診療（件数：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度（4月～9月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内</td> <td>25,921</td> <td>16,672</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>590</td> <td>288</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にした結果、アスベストやメンタルヘルス等、新たな産業関連疾患に係る依頼が増加する中で、15.7日となった。</p> <p>意見書処理日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度4～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29.3日</td> <td>20.7日</td> <td>19.2日</td> <td>14.4日</td> <td>13.5日</td> <td>16.2日</td> <td>16.0日</td> <td>15.7日</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業で得られた知見については、順次冊子等に取りまとめ、厚生労働省を始めとする行政機関に配布する準備を進めている。</p> <p>エ</p> <p>(ア) 全国各地で計22回（基礎研修6回・専門研修16回）のアスベスト関連疾患診断技術研修の開催を予定している。</p> <p>(イ) 全国25か所アスベスト疾患センター等に設置した健康相談窓口において、地域住民等からの健康相談に引き続き対応している。</p> <p>アスベスト疾患センター等における相談等件数（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度4～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健診</td> <td>15,169</td> <td>13,202</td> <td>8,982</td> <td>6,733</td> <td>7,926</td> <td>3,937</td> </tr> <tr> <td>相談</td> <td>24,402</td> <td>9,254</td> <td>3,343</td> <td>2,162</td> <td>1,602</td> <td>935</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) アスベスト疾患ブロックセンター（全国7か所）及び労災病院3か所において、行政機関等からの依頼によるアスベスト小体計測検査を引き続き実施している。</p> <p>石綿小体計測件数（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度4～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小体計測検査</td> <td>372</td> <td>344</td> <td>473</td> <td>272</td> <td>158</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 地域障害者職業センターと労災病院の連携について、独立行政法人高齢・職業者雇用支援機構との連絡会を1</p>	区分	21年度	22年度（4月～9月）	県内	25,921	16,672	県外	590	288	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月	29.3日	20.7日	19.2日	14.4日	13.5日	16.2日	16.0日	15.7日	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月	健診	15,169	13,202	8,982	6,733	7,926	3,937	相談	24,402	9,254	3,343	2,162	1,602	935	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月	小体計測検査	372	344	473	272	158
区分	21年度	22年度（4月～9月）																																																											
県内	25,921	16,672																																																											
県外	590	288																																																											
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月																																																						
29.3日	20.7日	19.2日	14.4日	13.5日	16.2日	16.0日	15.7日																																																						
区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月																																																							
健診	15,169	13,202	8,982	6,733	7,926	3,937																																																							
相談	24,402	9,254	3,343	2,162	1,602	935																																																							
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度4～9月																																																								
小体計測検査	372	344	473	272	158																																																								

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
	雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。	用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。	回開催し、医師も3名委嘱され患者支援の実績は1名となった。
<p>【評価の視点】</p> <p>【21' 評価】今後とも、今日の「労災病院の役割」を更に高めつつ、国民にこの役割をわかりやすく伝え、理解を求めていくことが必要である。</p> <hr/> <p>【21' 評価】今後も職場訪問型職場復帰支援については医療の専門家と企業の担当者との緊密な連携により、個々のケースに対応できる体制整備を一層進めることを期待したい。</p>	<p>□ 今後の労災病院のガバナンスの一層の強化を図るため、本部による個別の病院協議等を通じて、本部から各労災病院が果たすべき役割、機能等の指示を強化する。これらを通じ、個々の病院単位ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、平成22年度末までに取りまとめを行い、その結果を公表する。</p> <hr/> <p>□ 職場訪問型職場復帰支援については、平成22年度に、1病院で、専門医師、臨床心理士等の専門スタッフを配置し、新たに企業へ派遣して、メンタルヘルス不調者や産業保健スタッフ等を対象に講習会や指導・相談等の支援活動を実施している。平成23年度以降も、順次、専門医師、臨床心理士等専門スタッフの配置を検討し、職場訪問型職場復帰支援体制の拡充を図る。</p>		

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																																		
<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（※）確保すること。</p> <p>また、高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。</p> <p>（※参考：平成19年度実績 医療リハビリテーションセンター80.4% 総合せき損センター 85.0%）</p>	<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保するとともに、高度・専門的な医療を提供することにより、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保することとし、次のような取組を行う。</p> <p>ア 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。</p>	<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し対象患者に対して高度専門的医療を提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。</p> <p>また、患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保する。</p> <p>ア 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進を図る。</p> <p>また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相</p>	<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>ア</p> <p>医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度 (4~9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80.2%</td> <td>80.5%</td> <td>81.1%</td> <td>80.4%</td> <td>80.4%</td> <td>84.8%</td> <td>77.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考）せき損患者の平均在院日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療リハビリテーションセンター</th> <th>7年度</th> <th>～</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度 (4~9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>117.3</td> <td>～</td> <td>97.5</td> <td>87.9</td> <td>92.4</td> <td>111.4</td> <td>107.1</td> <td>113.9</td> <td>144.7</td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4~9月)	80.2%	80.5%	81.1%	80.4%	80.4%	84.8%	77.4%	医療リハビリテーションセンター	7年度	～	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4~9月)		117.3	～	97.5	87.9	92.4	111.4	107.1	113.9	144.7
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4~9月)																															
80.2%	80.5%	81.1%	80.4%	80.4%	84.8%	77.4%																															
医療リハビリテーションセンター	7年度	～	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4~9月)																												
		117.3	～	97.5	87.9	92.4	111.4	107.1	113.9	144.7																											

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																																	
	<p>イ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報の発信に努める。</p>	<p>談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム等の研究開発成果の活用等を通じて対象患者のQOLの向上に取り組む。</p> <p>イ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携により受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努める。また、総合せき損センターにおいて実践している高度専門的医療の手法等に関する研修会の開催及び実施マニュアルの配布等を通じてせき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援・情報提供に努める。</p>	<p>イ</p> <p>医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合</p> <table border="1" data-bbox="1608 474 2487 573"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度 (4～9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82.9%</td> <td>83.9%</td> <td>82.5%</td> <td>85.0%</td> <td>84.8%</td> <td>80.7%</td> <td>81.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) せき損患者の平均在院日数</p> <table border="1" data-bbox="1608 642 2861 747"> <thead> <tr> <th rowspan="2">総合せき損センター</th> <th>7年度</th> <th>～</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度 (4～9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>128.0</td> <td>～</td> <td>106.8</td> <td>127.3</td> <td>125.2</td> <td>138.2</td> <td>127.5</td> <td>142.8</td> <td>144.7</td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4～9月)	82.9%	83.9%	82.5%	85.0%	84.8%	80.7%	81.1%	総合せき損センター	7年度	～	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4～9月)	128.0	～	106.8	127.3	125.2	138.2	127.5	142.8	144.7
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4～9月)																														
82.9%	83.9%	82.5%	85.0%	84.8%	80.7%	81.1%																														
総合せき損センター	7年度	～	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4～9月)																											
	128.0	～	106.8	127.3	125.2	138.2	127.5	142.8	144.7																											

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)										
<p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>労災リハビリテーション作業所については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上(※)とすること。 (※参考：平成19年度実績30.4%)</p>	<p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>ア 各人に適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立し、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上にする。</p> <p>イ 都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する</p>	<p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>ア 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。</p> <p>イ ハローワーク、地域障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>ア 入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラム(社会復帰に関する意向や本人の適正を踏まえ作成した社会復帰に向けた指導方針)を作成し、定期的(3か月に1回)にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰意欲を喚起した。</p> <p>社会復帰率の推移</p> <table border="1" data-bbox="1587 531 2228 604"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4-9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.0%</td> <td>30.4%</td> <td>32.6%</td> <td>33.6%</td> <td>31.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ハローワーク、地域障害者職業センター等との連携による就職情報の提供(114件)、障害者合同就職説明会への参加奨励等を行った。</p>	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(4-9月)	26.0%	30.4%	32.6%	33.6%	31.0%
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(4-9月)									
26.0%	30.4%	32.6%	33.6%	31.0%									
<p>【評価の視点】</p> <p>【21' 評価】 今後は、廃止を決定した施設について、在所者の退所先の確保に十分な配慮を行うことに留意しつつ、他の施設においても、一層の社会復帰率の向上に向けて更なる努力を期待する。</p>		<p>□ 廃止時期が決定した作業所の入所者については、ヒアリング等を通じて、自宅復帰やケアプラザへの入所等、個人の意向に最大限応じた支援に取り組んでいる。</p> <p>また、入所者ごとの社会復帰プログラムの作成と定期的なカウンセリングによる支援とともに、在所者の更なる社会復帰を促進するために、近隣の雇用・福祉関係機関、地方自治体等と連携しつつ、ハローワーク、地域障害者職業センター等外部施設が実施する就業支援の積極的な活用、就労や生活の場の確保に向けた情報の提供等にも取り組むこととする。</p>											

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																																																
<p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める産業保健活動の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、地域社会や産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>産業保健推進センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容について、メンタルヘルスや過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化しつつ、延べ1万7千回以上（※1）の研修を実施すること。また、第1期中期目標期間において実施した研修を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。</p> <p>産業保健関係者からの相談について、中期目標期間中、7万2千件以上（※2）実施すること。また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効に活用できるよう検討すること。</p> <p>なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益</p>	<p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>(ア) 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに、中期目標期間中に延べ1万7千回以上の研修を実施する。</p>	<p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>(ア) 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修内容の質の維持・向上を図るため、研修内容等の改善を図る仕組み（計画－実施－評価－改善を継続的に実施する仕組み）を継続的に運用する。</p> <p>また、各研修については、次のように取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場における産業保健推進体制の活性化の観点から、産業医、衛生管理者及び人事労務担当者等に対する体系的な研修を行う。 ・産業保健関係者の実践的能力の向上のため、作業現場における実地研修、ロールプレイング等を取り入れた参加型研修、事例検討等の実践的研修の拡大とともに、テーマに応じたシリーズ研修を実施する。 	<p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化した。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>(ア) 産業保健関係者の実践的能力の向上を図るため、作業現場における実地研修、ロールプレイング方式の参加型研修、具体的事例における課題の発見及び解決について、議論する事例検討等の実践的な研修の充実を図った。</p> <p>（実地研修44回、ロールプレイング型研修392回、事例検討374回）</p> <p>また、研修テーマについては、過重労働による健康障害防止対策、職場のメンタルヘルス対策、非正規労働者の健康管理、新型インフルエンザ対策等の社会的関心が高いと考えられるもの、及び、研修・相談に係る満足度調査結果、相談票の分析結果等から導き出される、利用者ニーズの高いものを重点的に設定している。</p> <p>（過重労働による健康障害防止対策71回、職場のメンタルヘルス対策753回、非正規労働者の健康管理20回、アスベストによる健康障害防止対策研修34回）</p> <p>産業保健関係者に対する研修回数 (単位：回)</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> <tr> <td>2,623</td> <td>2,844</td> <td>3,058</td> <td>3,291</td> <td>3,439</td> <td>15,255</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>22年度(4~9月)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,544</td> <td>2,332</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>なお、研修の開催日程については、研修受講者が出席しやすい曜日及び時間帯に配慮して、設定した。特に、企業に所属している産業医等産業保健スタッフから希望の多い土日・夜間の研修を増やしたことで、受講者数も増加している。（土日・夜間の研修441回、県庁所在地以外での研修543回）</p> <p>研修受講者数 (単位：人)</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> <tr> <td>75,568</td> <td>81,420</td> <td>85,949</td> <td>91,253</td> <td>98,666</td> <td>432,856</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>22年度(4~9月)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>94,715</td> <td>71,958</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	2,623	2,844	3,058	3,291	3,439	15,255	21年度	22年度(4~9月)					3,544	2,332					16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	75,568	81,420	85,949	91,253	98,666	432,856	21年度	22年度(4~9月)					94,715	71,958				
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																																														
2,623	2,844	3,058	3,291	3,439	15,255																																														
21年度	22年度(4~9月)																																																		
3,544	2,332																																																		
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																																														
75,568	81,420	85,949	91,253	98,666	432,856																																														
21年度	22年度(4~9月)																																																		
94,715	71,958																																																		

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																								
<p>であった旨の評価を80%以上確保するとともに、相談、指導を行った産業保健関係者等に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。</p> <p>（※参考1：平成19年度実績 3,291回×5年間の5%増） （※参考2：平成19年度実績 13,725件×5年間の5%増）</p>	<p>（イ）産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家を確保しつつ、相談体制の効率化を図ることにより、中期目標期間中に7万2千件以上実施するとともに、産業保健関係者に対する研修に有効に活用する。</p>	<p>・労働災害防止計画における重点対策である、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策に関する研修を実施する。</p> <p>・非正規労働者の健康確保対策、新型インフルエンザ対策等の社会的関心の高いテーマについて研修を実施する。</p> <p>・ニーズ調査やモニター調査等の結果を踏まえ、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに、研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の拡充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3千5百回以上の研修を実施する。</p> <p>（イ）産業保健関係者からの相談については、相談ニーズに対応した産業精神保健の専門家、過重労働による健康障害防止対策の専門家等の人的資源の拡充に引き続き努めるとともに、相談体制の効率化を図る。</p> <p>また、研修後の相談コーナーの設置、ホームページ、メールマガジン等を用いた相談の簡便な受付方式の導入、相談事例の紹介等を行うほか、行政機関等関係機関との連携の強化を図る。</p> <p>これらにより、産業保健関係者からの相談件数を2万件以上確保するとともに、相談内容を分析し、収集した成果を産業保健関係者に対する研修に事例として紹介する等、有効に活用する。</p>	<p>（イ）未利用事業場の産業保健関係者に対して新たに個別訪問相談員を配置し、事業場訪問による相談を含めた積極的な利用勧奨を行った。また、メールやファクシミリ等による相談も迅速に回答することに努め、研修受講者に対する研修申込みと同時に相談票も添付し、研修と相談を同時に対応できるようにするなど利用事業場の産業保健関係者に対して質の高いサービスを提供した。</p> <p style="text-align: center;">産業保健関係者からの相談件数（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="1656 1402 2389 1549"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,383</td> <td>15,036</td> <td>12,116</td> <td>13,725</td> <td>13,770</td> <td>65,030</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>22年度(4~9月)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>26,042</td> <td>17,279</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	10,383	15,036	12,116	13,725	13,770	65,030	21年度	22年度(4~9月)					26,042	17,279				
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																						
10,383	15,036	12,116	13,725	13,770	65,030																						
21年度	22年度(4~9月)																										
26,042	17,279																										

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																																																				
<p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>インターネットの利用その他の方法により産業保健に関する情報や労災疾病等に係る研究によるモデル予防医療等に係る情報を提供するとともに、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。</p> <p>また、事業主に対する広報及び啓発等を行うとともに、勤労者に対する情報提供についてもより積極的に取り組むこと。</p> <p>さらに、研究所との統合に向けて、研究所の調査・研究についての関係者に対する情報提供等について検討すること。</p>	<p>(ウ) 研修、相談については、インターネット等多様な媒体での受付等により、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p> <p>(エ) 産業保健推進センター利用者に対し、センター事業が与えた効果を評価するための追跡調査を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。</p> <p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>(ア) 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を900万件以上（平成20年度実績見込135万件×5年間の30%増）得る。</p>	<p>(ウ) 研修、相談については、全センターにおいてホームページ、メールマガジン等により案内、申込受付を行うとともに、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p> <p>(エ) 産業保健推進センター利用者に対し、研修、相談等のセンター事業が、労働者の健康状況の改善に寄与した効果等を把握するために、平成21年度に実施した第2回追跡調査の結果を分析し、研修、相談等の事業運営に反映させる。</p> <p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>(ア) 情報誌「産業保健21」、ホームページ、メールマガジン等により産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家による編集会議を開催し、情報誌の質の向上を図る。</p> <p>さらに、これまでに蓄積された産業保健に関するQ&Aや実務・専門的な情報のデータベース化を逐次進めホームページで提供する。</p> <p>こうした取組とともに、下記(イ)を含めた地域ニーズに対応した取組を行うことにより、ホームページのアクセス件数を160万件以上得る。</p>	<p>(ウ) 地域のニーズ等を踏まえて最適な相談体制を整備するとともに、研修終了後に別途相談コーナーを設ける等利用者の利便性確保を図った。</p> <p style="text-align: right;">平成20年度 平成21年度 平成22年度（4～9月）</p> <p>メールマガジン延べ配信件数 121,204件 → 223,581件 → 143,605件</p> <p>研修利用者の有益であった旨の評価</p> <table border="1" data-bbox="1656 430 2466 506"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4~9月)</th> </tr> <tr> <td>92.7%</td> <td>91.2%</td> <td>91.2%</td> <td>92.5%</td> <td>92.1%</td> <td>93.9%</td> <td>94.1%</td> </tr> </table> <p>相談利用者の有益であった旨の評価</p> <table border="1" data-bbox="1656 541 2466 617"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4~9月)</th> </tr> <tr> <td>99.0%</td> <td>95.9%</td> <td>97.9%</td> <td>98.3%</td> <td>99.0%</td> <td>99.7%</td> <td>99.3%</td> </tr> </table> <p>(エ) 平成21年度に実施した第2回追跡調査の結果を分析し、事業の一層の効果的・効率的な運用を図る観点から見直すべき事項を検討し、ガイドラインの策定及び施設別センター協議を通じて研修、相談等の事業運営の改善方法を本部から各推進センターに示した。</p> <p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>(ア) 全面的にリニューアルした本部及び産業保健推進センターのホームページについて、さらなる利便性向上に向けて更新を頻繁に行った。（更新回数3,137回）</p> <p>本部からの産業保健情報誌「産業保健21」とともに、推進センターからの地域における最新ニュース、行事案内を取りまとめたメールマガジンについても、定期配信に加え、臨時配信を行うなど利便性及び有益性の向上に努めた。</p> <p>今年3月に導入した「利用者名簿等データベースシステム」を有効活用し、利用者のデータベース化を図り、今後は分析を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">ホームページアクセス件数の推移 （単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="1673 1619 2555 1766"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> <tr> <td>489,899</td> <td>638,258</td> <td>832,429</td> <td>1,179,015</td> <td>1,340,340</td> <td>4,479,941</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>22年度(4~9月)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>1,541,463</td> <td>1,065,263</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(4~9月)	92.7%	91.2%	91.2%	92.5%	92.1%	93.9%	94.1%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(4~9月)	99.0%	95.9%	97.9%	98.3%	99.0%	99.7%	99.3%	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	489,899	638,258	832,429	1,179,015	1,340,340	4,479,941	21年度	22年度(4~9月)					1,541,463	1,065,263				
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(4~9月)																																																	
92.7%	91.2%	91.2%	92.5%	92.1%	93.9%	94.1%																																																	
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(4~9月)																																																	
99.0%	95.9%	97.9%	98.3%	99.0%	99.7%	99.3%																																																	
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																																																		
489,899	638,258	832,429	1,179,015	1,340,340	4,479,941																																																		
21年度	22年度(4~9月)																																																						
1,541,463	1,065,263																																																						

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																																																
<p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、メンタルヘルスや過重労働による健康障害の防止のための産業医の面接指導技術の向上等の支援を含め、域内の地域産業保健センターの活動に対する支援を充実すること。</p>	<p>(イ) 利用者の利便性の向上を図るため、各地域で利用できる産業保健サービス情報を産業保健推進センターに集約・提供することにより、地域の産業保健関係者のための総合情報センターとしての役割を果たしていく。</p> <p>(ウ) 研究所との統合に向けて、研究所の調査・研究についての関係者に対する情報提供等について検討する。</p> <p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上研修を実施するとともに、地域産業保健センターに登録している産業医に対し研修を実施する。</p>	<p>(イ) 地域産業保健センター、医師会、労働衛生関係機関等のサービス、国の支援事業等地域の産業保健サービス情報を各センターにおいて集約し、ホームページ等で情報提供することにより、総合情報センターとしての機能を充実する。</p> <p>(ウ) 研究所の調査・研究についての関係者に対する効果的な情報提供の方法及び課題を検討する。</p> <p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>(ア) 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し、地域センターの具体的な支援ニーズを把握した上で、必要な支援を行う。</p> <p>(イ) 地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上研修を実施するとともに、コーディネーター間の情報交換を目的とした交流会を開催する。</p> <p>(ウ) 地域産業保健センターに登録している産業医に対し研修を実施する。</p>	<p>(イ) 利用促進を図るため、事業主団体等に対するセンター事業の周知を行うとともに、利用者へ提供する情報の利便を高めるため、各地域で利用できる産業保健サービス情報を産業保健推進センターに集約し、ホームページ・メールマガジン等で提供することにより、地域の産業保健に関する総合情報センターとしての役割を目指している。</p> <p>(ウ) 研究所との統合に向けた取組については、平成21年11月19日に開催された「第3回行政刷新会議」において、閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」を当面凍結する旨の決定があったことから、その後は特段の取組を行っていない。</p> <p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>(ア) 登録産業医研修、コーディネーター交流会等の開催、ホームページ及びメールマガジンによる地域産業保健センターの事業内容等の紹介等を通じて、地域産業保健センターに対する支援を図っている。 また、産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センターのコーディネーターを対象に、年1回以上の能力向上研修を実施する予定である。</p> <p>(イ) 新任のコーディネーターに対する研修については、6月に東京（東日本）と大阪（西日本）において開催した。さらに、今年度から地域産業保健センターの事業実施主体が郡市区医師会単位から都道府県単位に変更されたことに伴い、当機構においても10府県、42地域産業保健センターの事業運営を担うことになったことから、7月に本部においてコーディネーター研修を行った。</p> <p style="text-align: center;">コーディネーター能力向上研修開催回数 (単位：回)</p> <table border="1" data-bbox="1632 1360 2493 1512"> <tr> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>第1期合計</td> </tr> <tr> <td>66</td> <td>75</td> <td>73</td> <td>76</td> <td>67</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>22年度(4~9月)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>10</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>(ウ) 登録産業医研修には、産業保健推進センターの相談員を講師として積極的に派遣し、支援を行っている。</p> <p style="text-align: center;">地域産業保健センター登録医研修回数 (単位：回)</p> <table border="1" data-bbox="1632 1654 2493 1806"> <tr> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>第1期合計</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>53</td> <td>76</td> <td>83</td> <td>70</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>22年度(4~9月)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>15</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	66	75	73	76	67	370	21年度	22年度(4~9月)					63	10					16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	36	53	76	83	70	318	21年度	22年度(4~9月)					54	15				
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																																														
66	75	73	76	67	370																																														
21年度	22年度(4~9月)																																																		
63	10																																																		
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																																														
36	53	76	83	70	318																																														
21年度	22年度(4~9月)																																																		
54	15																																																		

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																								
	<p>さらに、地域産業保健センターとの連携による研修を都道府県庁所在地以外で開催することにより、利用者の利便性の向上を図る。</p>	<p>(エ) 地域産業保健センターとの連携による研修を都道府県庁所在地以外で開催することにより、地域の利用者の利便性の向上を図る。</p>	<p>(エ) 地域産業保健センターとの連携による研修を開催し、地域の利用者の利便性の向上を図った。</p> <p style="text-align: center;">研修及び事業主セミナーの開催回数 (単位：回)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>第1期合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>732</td> <td>674</td> <td>605</td> <td>533</td> <td>425</td> <td>2,969</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>22年度(4~9月)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>965</td> <td>661</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計	732	674	605	533	425	2,969	21年度	22年度(4~9月)					965	661				
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	第1期合計																						
732	674	605	533	425	2,969																						
21年度	22年度(4~9月)																										
965	661																										
<p>〔評価の視点〕</p> <p>【21' 評価】今後集約化を行うに当たっては、各地域の産業保健関係者等の利便性に特に配慮しつつ、産業保健サービスの質の低下を招かないよう、関係機関との調整等を十分に行いながら進めていただくようお願いする。</p> <p>【21' 評価】今後とも、地域の産業保健関係者のニーズに対応した研修や情報提供に留意しつつ、同センターが行う多様な支援により、地域における産業保健水準の向上に一層取り組むことを期待する。</p>	<p>□ 産業保健推進センターの集約化に当たっては、専門的・実践的研修、助言等の業務に特化し、相談窓口の設置による相談業務の廃止などの効率化を推進するとともに、出張研修、メール等による相談対応等により、サービスの質の維持及び利便性にも配慮した取組等を進めることとしている。これらの見直しを含めて、平成23年度から、計画的に集約化を進めるために、現在、関係機関との調整等を行っているところである。</p> <p>□ 研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、PDCAサイクルを的確に運用し、次年度以降の研修内容の質の向上に取り組むこととする。情報提供については、各地域で利用できる産業保健サービス情報を各産業保健推進センターのホームページ・メールマガジン等により効率的に発信することで、利便性の更なる向上に努めているところである。</p>																										

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)
<p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p> <p>産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に対する業績評価を実施し、それらを翌年度の業務へ反映させるとともに、評価結果については、積極的に公表し、透明性を確保するとともに、助成金事業の効果の把握に努めること。</p> <p>イ 助成金に関する周知</p> <p>労働基準監督署、地域産業保健センター等及び労災病院、勤労者予防医療センター等とも連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p>	<p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p> <p>産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に対する業績評価を行い、業務内容の改善に反映させることにより、効果的・効率的な支給業務を実施するとともに、評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表し、透明性を確保する。</p> <p>また、助成期間終了後、助成金事業の効果について把握する。</p> <p>イ 助成金に関する周知</p> <p>インターネットの利用その他の方法により広報を行うとともに、労働基準監督署、地域産業保健センター、労災病院、勤労者予防医療センター等と連携して周知活動を実施する。</p>	<p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p> <p>産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金については、支給業務及び助成の効果等について利用者調査を実施し、その結果等の分析を行い、ホームページで公表するとともに効果的・効率的な支給業務を実施する。</p> <p>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の利用事業場に対しては、産業保健推進センターから関係資料の提供、情報交換の場の提供、相談員等による助言指導等適宜支援を行う。</p> <p>イ 助成金に関する周知</p> <p>本部及び各産業保健推進センターのホームページに掲載するほか、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、各産業保健推進センターが中小企業団体、商工会議所等を通じて会員事業場に対し、パンフレット等の配布により周知活動を行い、また、自発的健康診断受診支援助成金については、各産業保健推進センターが配信するメールマガジン等により周知活動を行うとともに、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行う。</p> <p>さらに労働基準監督署、地域産業保健センター、社会保</p>	<p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p> <p>自発的健康診断受診支援助成金及び小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、支給業務及び助成の効果等について平成21年度における利用者調査の結果を分析するとともに、利用者の声をホームページ上に公表している。</p> <p>また、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、利用事業場に対しては、関係資料の提供等を行っている。</p> <p>イ 助成金に関する周知</p> <p>助成金については、本部及び各産業保健推進センターのホームページに掲載するとともに、各推進センターが配信するメールマガジンやパンフレット等の配布により周知活動を行うとともに、助成金利用者調査において紹介(認知)経路の把握を行い、分析を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、本事業は平成22年4月に開催された行政刷新会議の結果をふまえ、平成22年度末を持って事業を廃止することとなったため、産業保健関係者や労働者の混乱を招かぬよう、助成金廃止についてホームページに掲載するとともに、各産業保健推進センター及び各労働局を通じて周知を図っているところである。</p> <p>また、平成21年度に自発的健康診断受診支援助成金の申請のあった労働者の属する事業場へ文書により通知した。</p> <p>産業保健関係者や労働者からの問い合わせに対しては、各労働局等の関係機関とも連携の上、懇切丁寧な説明等を引き続き実施したい。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																		
<p>ウ 手続の迅速化</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、40日以内（※1）、自発的健康診断受診支援助成金については、23日以内（※2）とすること。 （※参考1：平成19年度実績 44日） （※参考2：平成19年度実績 29日）</p>	<p>ウ 手続の迅速化</p> <p>事務処理方法に関するマニュアルの徹底等により手続の迅速化を図ることにより、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、40日以内、自発的健康診断受診支援助成金については、23日以内とする。 また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。</p>	<p>ウ 手続の迅速化</p> <p>支給業務マニュアルによる事務処理及び事務処理等の負担軽減を図るための小規模事業場産業保健活動支援促進助成金支給申請様式のプレプリント化を引き続き実施し、不正受給の防止に配慮しつつ、審査業務等の効率化を図ることにより、申請書の受付締切日から支給日までの期間について、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については41日以内、自発的健康診断受診支援助成金については23日以内を目指す。 また、不正受給の防止等を図るため実態調査を実施するとともに、不正受給が発生した場合は速やかに公表する。</p>	<p>ウ 手続の迅速化</p> <p>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、支給申請様式のプレプリント化を引き続き実施し、申請書の受付締切日から支給日までの期間について更なる短縮を図ることとしている。 なお、不正受給防止を図るため、事業場を訪問して実態調査を実施することとしている。</p> <p>申請書の受付締切日から支給日までの期間</p> <table border="1" data-bbox="1644 779 2683 989"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度 (4月～9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金</td> <td>47日</td> <td>44日</td> <td>44日</td> <td>42日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自発的健康診断受診支援助成金</td> <td>24日</td> <td>24日</td> <td>24日</td> <td>21日</td> <td>22日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成20年度に制度の変更を行ったため、平成22年度の小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給は平成22年度末に行う予定である。</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4月～9月)	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金	47日	44日	44日	42日		自発的健康診断受診支援助成金	24日	24日	24日	21日	22日
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4月～9月)																
小規模事業場産業保健活動支援促進助成金	47日	44日	44日	42日																	
自発的健康診断受診支援助成金	24日	24日	24日	21日	22日																
<p>〔評価の視点〕</p> <p>【21' 評価】この対応に当たっては、産業保健関係者や労働者の混乱を招かぬよう、廃止に向けて、懇切丁寧な説明等を実施していただくよう期待する。</p>	<p>□ 助成金の廃止について、機構及び各産業保健推進センターのホームページに掲載したほか、各労働局と連携し、監督署の窓口リーフレットを備え付けるとともに、局署の主催する講習会等の機会を捉え、助成金の廃止に関する周知及び説明を行っている。更に、前年度に自発的健康診断受診支援助成金を申請した利用者の所属する事業場に対しては、助成金の終了等に関する文書を個別に通知し、懇切丁寧な対応に努めている。</p>																				

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)																				
<p>5 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内(※)を維持すること。 (※参考：平成19年度実績 25.6日)</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p>	<p>5 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持するとともに、立替払制度及びその請求手続に関するパンフレットの改訂、ホームページの充実等情報提供の強化を図ることにより、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内を維持する。</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p>	<p>5 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について、新たに「平均25日以内」を目標とし、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 原則週1回の立替払を堅持する。</p> <p>イ 新任職員研修・疑義事例検討会の定期的な開催等により審査業務の標準化を徹底する。</p> <p>ウ 大型請求事案に対しては、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより効率的な審査を実施する。</p> <p>エ パンフレットやホームページを随時見直し、情報提供の充実に努めるとともに相談業務の質の向上を図る。</p> <p>オ 更新を行った立替払の処理システムについて円滑な運用を図る。</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。</p> <p>ア 事業主等への求償等周知 立替払後、事業主等に対し、債権の代位取得及び求償権の行使について通知する。</p> <p>イ 清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等に</p>	<p>5 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は20.7日となっており、「平均25日以内」の目標を上回った。</p> <p>(参考) 支払期間の推移</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4～9月)</th> </tr> <tr> <td>30.1日</td> <td>29.6日</td> <td>28.6日</td> <td>25.6日</td> <td>29.1日</td> <td>23.3日</td> <td>20.7日</td> </tr> </table> <p>ア 原則週1回の立替払を堅持した。</p> <p>イ 新任職員研修1回及び疑義事例検討会5回を開催し、審査業務の標準化に努めた。</p> <p>ウ 大型請求事案(株ジオス等)については、破産管財人と事前の打合せを行うとともに、破産管財人の証明内容の事前点検を行い、効率的な審査を実施した。</p> <p>エ 新たに外国人労働者向けのパンフレット(英語版・中国語版)を作成するとともに、ホームページにも掲載しダウンロード出来るようにした。</p> <p>(参考) ホームページアクセス件数</p> <table border="1"> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4～9月)</th> </tr> <tr> <td>58,936件</td> <td>70,149件</td> <td>35,492件</td> </tr> </table> <p>オ 更新したシステムを効率的に活用し、支払内容の検索、月報や統計資料の作成等の迅速化を図った。</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>適切な債権の保安全管理や最大限確実な回収を図るため、事業主等に対して、求償等についての周知、督促、差押えなど、次のような取組を積極的に行った。</p> <p>ア 事業主等への求償等周知 事業主等に対し、立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使について、ホームページ、パンフレット等により周知徹底を図るとともに、求償通知を要するすべての事業所に対して通知を行った。</p> <p>イ 清算型における確実な債権保全 破産事案については、管財人に対する賃金債権代位取得の事前通知を徹底し、債権届出を要する全1,206事業所について迅速な届出を行い、裁判手続に参加するとともに、インターネット等による清算・配当情報を的確に</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(4～9月)	30.1日	29.6日	28.6日	25.6日	29.1日	23.3日	20.7日	20年度	21年度	22年度(4～9月)	58,936件	70,149件	35,492件
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(4～9月)																	
30.1日	29.6日	28.6日	25.6日	29.1日	23.3日	20.7日																	
20年度	21年度	22年度(4～9月)																					
58,936件	70,149件	35,492件																					

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)																																																																								
		<p>よるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インターネット等により清算・配当情報を的確に収集する。</p> <p>ウ 再建型における弁済の履行督促 民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等に対して、立替払の申請があった際に再生計画による弁済計画の確認を行い、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出督促や、弁済督促・実地督促を行う。</p> <p>エ 事実上の倒産の適時適切な求償 事実上の倒産の事案(認定事案)については、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督促、弁済の履行督促、現地調査を行う。 また、必要な場合には、対象となる債権の的確な確認を行った後、差押え等を行う。</p>	<p>収集した。その結果、配当のあった事業所数は1,000事業所であった。</p> <p>破産債権届出及び配当等状況</p> <table border="1" data-bbox="1576 331 2516 514"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4-9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債権届出事業所数</td> <td>2,934</td> <td>3,170</td> <td>1,206</td> </tr> <tr> <td>配当事業所数</td> <td>1,339</td> <td>1,581</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>年度末破産手続参加中の事業所数</td> <td>2,457</td> <td>2,967</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 再建型における弁済の履行督促 ① 再建型の事案については、求償通知後に債務承認書・弁済計画書の提出状況を確認し、未提出となっている46事業所すべてについて、58回の提出督促を行った。その結果、35事業所から提出があった。 ② 再建型の事案で弁済不履行になっている42事業所すべてについて、77回の弁済督促を行った。その結果、7事業所から弁済がなされた。</p> <p>提出督促等状況</p> <table border="1" data-bbox="1576 814 2288 930"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4-9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出督促回数</td> <td>115</td> <td>206</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>提出事業所数</td> <td>73</td> <td>127</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>弁済督促等状況</p> <table border="1" data-bbox="1576 968 2288 1083"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4-9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁済督促回数</td> <td>211</td> <td>156</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>34</td> <td>25</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 事実上の倒産の適時適切な求償 ① 求償通知を要する全1,749事業所について通知を行った。その結果、228事業所から債務承認書等の提出があり、また、4事業所から弁済がなされた。 ② これまでに債務承認書等の提出がなされていない全2,069事業所について、提出督促を行った。その結果、100事業所から債務承認書等の提出があり、また、6事業所から弁済がなされた。 ③ これまでに弁済不履行となっている37事業所について弁済督促を行った。その結果、9事業所から弁済計画書の提出があり、また、5事業所から弁済がなされた。 ④ 売掛金等債権の確認ができた11事業所について差押命令の申立てを行い、3事業所について差押債権額の全額を回収した。</p> <p>求償通知等状況</p> <table border="1" data-bbox="1576 1535 2445 1692"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4-9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>求償通知事業所数</td> <td>2,770</td> <td>3,721</td> <td>1,749</td> </tr> <tr> <td>債務承認書等提出事業所数</td> <td>306</td> <td>558</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>提出督促等状況</p> <table border="1" data-bbox="1576 1770 2445 1923"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4-9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出督促事業所数</td> <td>4,098</td> <td>4,474</td> <td>2,069</td> </tr> <tr> <td>債務承認書等提出事業所数</td> <td>185</td> <td>211</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	区分	20年度	21年度	22年度(4-9月)	債権届出事業所数	2,934	3,170	1,206	配当事業所数	1,339	1,581	1,000	年度末破産手続参加中の事業所数	2,457	2,967	—	区分	20年度	21年度	22年度(4-9月)	提出督促回数	115	206	58	提出事業所数	73	127	35	区分	20年度	21年度	22年度(4-9月)	弁済督促回数	211	156	77	弁済事業所数	34	25	7	区分	20年度	21年度	22年度(4-9月)	求償通知事業所数	2,770	3,721	1,749	債務承認書等提出事業所数	306	558	228	弁済事業所数	5	14	4	区分	20年度	21年度	22年度(4-9月)	提出督促事業所数	4,098	4,474	2,069	債務承認書等提出事業所数	185	211	100	弁済事業所数	12	5	6
区分	20年度	21年度	22年度(4-9月)																																																																								
債権届出事業所数	2,934	3,170	1,206																																																																								
配当事業所数	1,339	1,581	1,000																																																																								
年度末破産手続参加中の事業所数	2,457	2,967	—																																																																								
区分	20年度	21年度	22年度(4-9月)																																																																								
提出督促回数	115	206	58																																																																								
提出事業所数	73	127	35																																																																								
区分	20年度	21年度	22年度(4-9月)																																																																								
弁済督促回数	211	156	77																																																																								
弁済事業所数	34	25	7																																																																								
区分	20年度	21年度	22年度(4-9月)																																																																								
求償通知事業所数	2,770	3,721	1,749																																																																								
債務承認書等提出事業所数	306	558	228																																																																								
弁済事業所数	5	14	4																																																																								
区分	20年度	21年度	22年度(4-9月)																																																																								
提出督促事業所数	4,098	4,474	2,069																																																																								
債務承認書等提出事業所数	185	211	100																																																																								
弁済事業所数	12	5	6																																																																								

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																												
			<p>弁済督促等状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4-9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁済督促事業所数</td> <td>140</td> <td>138</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>弁済計画書等提出事業所数</td> <td>20</td> <td>29</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>差押え状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(4-9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差押え事業所数</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>回収事業所数</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	20年度	21年度	22年度(4-9月)	弁済督促事業所数	140	138	37	弁済計画書等提出事業所数	20	29	9	弁済事業所数	13	3	5	区 分	20年度	21年度	22年度(4-9月)	差押え事業所数	16	7	11	回収事業所数	10	9	3
区 分	20年度	21年度	22年度(4-9月)																												
弁済督促事業所数	140	138	37																												
弁済計画書等提出事業所数	20	29	9																												
弁済事業所数	13	3	5																												
区 分	20年度	21年度	22年度(4-9月)																												
差押え事業所数	16	7	11																												
回収事業所数	10	9	3																												

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																		
<p>6 納骨堂の運営業務</p> <p>産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。</p>	<p>6 納骨堂の運営業務</p> <p>毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談の実施及び環境美化を行う。</p> <p>また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>	<p>6 納骨堂の運営業務</p> <p>産業殉職者合祀慰霊式を挙げるほか、遺族への納骨等に関する相談、霊堂の環境整備に取り組む。</p> <p>また、慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに調査の結果を業務の改善に反映する。</p>	<p>6 納骨堂の運営業務</p> <p>納骨等に関する遺族への相談、植栽及び参道通路のバリアフリー化による環境整備等に努めた。</p> <p style="text-align: center;">慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合</p> <table border="1" data-bbox="1546 478 2377 594"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度（4-9月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>慰霊式参列者</td> <td>93.3%</td> <td>90.7%</td> <td>91.7%</td> <td>89.6%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>霊堂参拝者</td> <td>88.9%</td> <td>91.8%</td> <td>89.8%</td> <td>97.6%</td> <td>95.1%</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度（4-9月）	慰霊式参列者	93.3%	90.7%	91.7%	89.6%	—	霊堂参拝者	88.9%	91.8%	89.8%	97.6%	95.1%
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度（4-9月）																
慰霊式参列者	93.3%	90.7%	91.7%	89.6%	—																
霊堂参拝者	88.9%	91.8%	89.8%	97.6%	95.1%																

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>(1) 事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、本部組織の再編を行うとともに、施設に対する本部の業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。また、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう更なる見直しについて検討すること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。特に、労災病院については、経営基盤の確立に向けたマネジメント機能を強化する。また、事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、本部組織の再編を行う。さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう更なる見直しについて検討する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実に併せ、経営方針について、職員アンケート結果に基づいた職員への浸透度のフォローアップを行うとともにバランス・スコアカード等の活用による経営基盤の確立に向けたマネジメント機能の強化に努める。</p> <p>さらに、本部に設置している経営改善推進会議において各労災病院の運営計画達成状況のフォローアップを行うとともに、これに基づく経営指導・支援を行う。</p> <p>また、事業等の見直しに当たり、現有する業務量を把握するとともに、見直し後の業務の合理化・効率化に向けた検討を行う。さらに、研究所と連携を図り、統合後の在り方について、検討を行う。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>(1) ① 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議 ア 年度開始前2月から3月にかけて全病院を対象とした個別病院毎の協議(施設別病院協議)を開催し、理事長他役員が病院長に対して経営基盤の確立に向けた収入確保及び支出削減に向けた取組等を指示した。</p> <p>② 経営方針についての職員への浸透及びバランス・スコアカード等の活用による経営基盤の確立に向けたマネジメント機能の強化 ア 全国労災病院院長会議を4月に開催し、運営方針及び労災病院が直面している厳しい現状と課題を周知するとともに、経営基盤の確立等、課題解決に向けた取組の徹底を指示した。(11月開催予定) イ 各病院では、病院長が各種会議を通じて病院の運営方針及び現状と課題を伝えるとともに解決に向けた具体的な取組をバランス・スコアカードの評価指標に加えることで実施の徹底と進捗の管理を行っている。 本部では、各病院の作成したバランス・スコアカードの達成状況を確認するとともに地区担当理事が21年度決算期評価を行い、業務改善に向けた取組について指示した。(8月) ウ 本部主催の各種会議(副院長会議等)の他、各種研修会(事務職員研修会、医療職研修会等)を開催し、職種毎に労災病院が直面している厳しい現状と課題を周知し、課題解決に向けた取組を指示した。</p> <p>③ 本部に設置している経営改善推進会議における各労災病院の運営計画達成状況のフォローアップ及びこれに基づく経営指導・支援 ア 隔週開催している経営改善推進会議において、各病院毎の患者数や診療単価等の経営指標を分析し、その分析結果に基づき理事長他役員から院長に対して指導・助言を行った。また、本部内で早急に対応を検討すべき課題が生じた場合には、臨時の経営改善推進会議を開催し迅速な対応を行った。 イ 上半期の実績を踏まえ、年間経営目標を設定しなおすとともに目標達成に向けた下半期における収入確保策及び支出削減策に関する行動計画を策定(10月)させ、フォローアップを行う。 ウ 労災病院のスケールメリットを活かした共同購入の実施 ・支出削減に向けて医療消耗品、高額手術材料、後発医薬品の共同購入を実施。 (後発医薬品については品目を83品目から107品目に拡大) ⇒新たな取組として労災病院グループの枠を越えた共同購入を実施。 (国立病院、厚生連、日赤等97施設(10月現在)) ⇒医療消耗品、循環器領域の手術材料(冠動脈手術用ステント)について実施。今後、品目を拡大。 ・医療機器の共同購入については8月に一般競争を実施。(削減額△236百万円) ・リース料率の低減に向けて労災病院グループにおけるリース調達物件を集めた共同入札を9月に実施。 (今年度より新たに病院情報システムを加えスケールメリットを拡大、削減額△184百万円) ⇒下半期に再度実施予定。 ・複写機、ペーパータオル等についてリバースオークション(競り下げ方式による電子入札)を実施し、支出削減に努めた。(削減予定額△22百万円)</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
<p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。</p>	<p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を構築するため、人事・給与制度の見直しを進める。</p>	<p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を構築するため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた人事・給与制度の詳細について検討を行う。</p> <p>(3) 内部統制における業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的に資するため、既存の規程や体制等をベースに、主にリスクを管理するという観点から必要な見直しを行うことにより、内部統制の向上を図る。</p>	<p>エ 基幹システムとサブシステムの更新時期の統一やコンサルタントの介在等により病院情報システム調達費の削減に努める。 （上半期実績3.5億円）</p> <p><参考データ> 削減効果があった病院…釧路（機器）、関東（機器・リース）、燕（機器）、中部（機器・リース）、中国（機器・リース）、門司（機器・リース）、熊本（機器・リース）</p> <p>研究所との統合に向けた取組については、平成19年12月24日付け閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」に沿って検討を開始し、平成21年10月に当機構と研究所との間で統合に向けた打合せを行ったが、平成21年11月19日に開催された「第3回行政刷新会議」において、当該閣議決定を当面凍結する旨の決定があり、また、平成21年12月25日付け閣議決定「独立行政法人の抜本的な見直しについて」においても、その旨指示されたことから、その後は特段の取組を行っていない。</p> <p>(2) 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを行い、平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定（最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化）を平成22年7月1日に実施した。</p> <p>(3) 内部統制に関する事項 独立行政法人における内部統制については、平成22年3月23日に総務省から示された「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書」において、「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」とされているところである。 このため当機構は、内部統制における業務の有効性及び効率性、法令等の遵守、資産の保全及び財務報告の信頼性の4つの目的を達成するため、以下の6つの要素について適切に対応することにより、内部統制の向上を図っている。</p> <p>① 統制環境・・・全ての者の統制に対する意識に影響を与える要素 ア BSCの活用によるマネジメントシステムの実施 内部業績評価実施要領に基づき、当該年度に達成すべき目標、達成するための行動計画（アクションプラン）及び達成状況を把握するための評価指標に、「利用者の視点」、「質の向上の視点」、「財務の視点」、「効率化の視点」、「組織の学習と成長の視点」の5つの視点から成るBSC（バランススコアカード）を作成し、PDCAサイクルによるマネジメントシステムを実施している。 BSCは、「事業毎」、「施設毎」、「部門毎」に、関係する職員が一丸となって作成に参画することとしており、5つの視点による「戦略マップ」を作成し、全ての職員に配布・説明するなどの周知徹底を図り、意識付けを行うとともに、職員全員が自らの課題として把握し、目標達成に向けた取組を行うことのできる環境を構築している。</p> <p>イ 運営方針等の周知 施設長会議を開催し、運営方針等について周知するとともに、経営基盤の強化に向けた取組の徹底を指示した。 また、施設においては、施設長が各種会議等を通じて職員に運営方針及び課題を伝えるとともに、課題解決に向けた具体的な取組についてはBSCを活用することにより実施の徹底と進捗の管理を行っている。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
			<p>② リスクの識別・評価・対応・・・障害となるリスクの識別、分析、評価及び対応</p> <p>ア BSCを用いた業務運営上の課題の分析と対応 BSCを用いた内部業績評価を行い、目標と実績に乖離がある事項については、原因分析を行うとともに業務改善に反映させた。</p> <p>イ 法令遵守に係るリスクの分析、評価、対応 平成22年3月に本部に「リスクマネジメント委員会」（9月に「コンプライアンス推進委員会（委員長 総務担当理事）」に改組。）を設置し、業務遂行過程における法令遵守に関するリスクなどについて、分析、評価及び対応を検討している。</p> <p>③ 統制活動・・・指示が適切に実行されるための方針・手続</p> <p>ア コンプライアンスの推進 コンプライアンスについては、これまで職員就業規則、役職員倫理規程等の諸規程を整備していたが、役職員等が法令等を遵守し、機構の社会的使命を自覚して行動することにより、機構の社会的信頼の維持、向上を図ることを目的として、平成22年9月に「コンプライアンスの推進に関する規程」を策定するとともに、「コンプライアンス推進責任者」として、本部においては総務部長、施設においては事務局次長等を配置した。 また、不正行為等の早期発見と是正を図り、適正な職務の遂行を確保するため「公益通報制度」を整備した。</p> <p>イ 本部主導による経営指導 本部において「経営改善推進会議」を開催し、各施設の患者数や診療単価等に関する経営指標を分析し、必要に応じて、本部主導による経営指導を実施している。</p> <p>④ 情報と伝達・・・必要な情報の組織内外への適切な伝達</p> <p>ア 情報の共有 ・病院長会議を始めとする施設長会議や、事務担当者による会議、職種別の会議・研修会等を実施し、必要な情報について、本部と施設相互の情報共有を行っている。 ・組織内の情報伝達については、内部ネットワークシステム（グループウェア）を活用し、本部及び施設間において、必要な情報を迅速かつ適切に伝達するほか、広報誌『ろうさいフォーラム』等による定期的な情報発信を各施設に行うことにより、機構を取りまく課題等について、必要な情報の共有を行っている。</p> <p>イ 情報の公開 ・本部ホームページにおいて、労災疾病等13分野研究の研究成果を公開するとともに、機構の業務実績及び財務情報についても公開している。 ・また、『勤労者医療』や『産業保健21』の電子媒体による本部ホームページへの掲載、メールマガジンによる情報発信を行い、利用者の利便性の向上及び効率化に努めている。</p> <p>⑤ モニタリング・・・内部統制の有効な機能の継続的な評価</p> <p>ア 日常的モニタリング 各施設の業務の運営状況について、毎月、患者数及び収支状況等に関する報告を受け、本部において各施設の運営計画の進捗状況を把握している。</p> <p>イ 独立的評価 ・法人全体の業務実績については、外部有識者で構成される業績評価委員会を本部で開催し、内部業績評価の客観性・信頼性の確保を図っている。 ・機構本部及び各施設の業務の効率的・効果的な運営及び適正性を確保するため、 i 監事による監事監査 ii 監査員による監査員監査 iii 本部による業務指導 による重層的チェック体制を構築し、i～iiiは互いに情報提供を行いつつ監査を実施している。監査における指摘事項については、速やかに監査対象施設から改善報告書を受けることとしており、監査結果は、その都度理事長を始めとする全役員に報告している。その内容を踏まえ、理事長が今後の業務改善に必要な指示を出し</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)
<p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>中期目標期間の最終年度において、平成20年度に比し、一般管理費(退職手当を除く。)については15%程度、また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については10%程度節減すること。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。</p>	<p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>一般管理費(退職手当を除く。)については、人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、平成20年度の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、平成20年度の相当経費に比べて10%程度の額を節減する。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p>	<p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>ア 一般管理費(退職手当を除く。)については、業務委託の推進等人件費の抑制、契約形態の抜本的な見直しを行うことによる一般競争入札の積極的な実施、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減等に努める。</p> <p>また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については、市場価格調査の積極的な実施、業務委託契約及び保守契約内容の見直し等により節減に努める。</p> <p>イ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施、物品の統一化を図ることによる物品調達コストの縮減、業務委託契約及び保守契約内容の見直し等により、その費用のうち運営費交付金の割合について、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管に</p>	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人による監査を実施し、経理処理の適正性を確保している。 <p>⑥ ICTへの対応・・・ICT環境への対応並びにICTの利用及び統制</p> <p>ア ネットワークシステムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部ネットワークシステム(グループウェア)の活用により、本部及び各施設間における情報共有を行っている。 ・テレビ会議システムの活用により業務打合せ等を実施し、効率的かつ効果的な情報交換を行うとともに、経費節減を図っている。 <p>イ ネットワークセキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種ネットワークシステムの運用に当たっては、運用規約等を整備し、ID・パスワードの設定を行い、アクセス制御を行うなど、ネットワークセキュリティを確保するとともに、ウィルス対策の徹底を図っている。 <p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>ア</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般管理費(退職手当を除く。)については、平成20年度に比べ15%の節減を目指している。主な節減の取組事項は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 人件費の抑制 <ul style="list-style-type: none"> 6月期期末手当支給月数0.2月カット、期末・勤勉手当の管理職加算カットを行うとともに、7月には平均2.5%の俸給月額引き下げとなる給与改定(最大5%の引き下げによる給与カーブのフラット化)を実施した。 (イ) 競争入札の積極的な実施 <ul style="list-style-type: none"> 随意契約を全面的に見直し、一般競争入札に移行することにより、業務委託費等の節減に努めている。 (ウ) 省資源・省エネルギーの推進 <ul style="list-style-type: none"> 日常的な節電・節水への取組を推進することにより、光熱水費の節減に努めている。 ② 事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については、平成20年度に比べ10%の節減を目指している。主な節減の取組事項は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 賃借料の縮減 <ul style="list-style-type: none"> 産業保健推進センターにおいて、平成20・21年度に引き続き、より安価な事務所への移転を行うことにより節減に努めている。 (イ) 省資源・省エネルギーの推進 <ul style="list-style-type: none"> 日常的な節電・節水への取組を推進することにより、光熱水費の節減に努めている。 <p>イ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合については、6月期期末手当支給月数0.2月カット、期末・勤勉手当の管理職加算カット等を実施したことによる人件費の節減、保守・業務委託契約の見直し等により支出削減に努めており、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合(0.6%)を超えないことを目指している。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
<p>さらに、産業保健推進センターについては、業務の効率化の観点から、管理部門等の集約化及び効率化を図ることにより、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金（退職手当を除く。）のおおむね3割削減を図ること。</p> <p>（2）給与水準の適正化等</p> <p>総人件費については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たしつつ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上削減させるとの基本方針についても、その趣旨の着実な実施を目指すこととし、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。</p> <p>また、機構の事務・技術職員の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与</p>	<p>産業保健推進センターについては、産業保健サービスの低下を招かないように、賃借料の削減、庶務・経理業務や報告業務等の間接業務の合理的集約化による人件費の削減及び相談体制の効率化等による業務経費の削減を行うことにより、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金（退職手当を除く。）のおおむね3割を削減する。</p> <p>（2）給与水準の適正化等</p> <p>総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上削減させるとの基本方針について、着実に取り組むとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。その際、併せて、医療法（昭和23年法律第203号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保とともに、医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、事務・技術職員の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速や</p>	<p>よるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p> <p>ウ 産業保健推進センターについては、事務の効率化を行うとともに相談体制の効率化、事務所移転による賃借料の削減、情報誌の配付からメールマガジンの配信への転換等による業務経費の削減を行うことにより、運営費交付金（退職手当を除く。）の削減に向けた取組を推進する。</p> <p>（2）給与水準の適正化等</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえるとともに、医療法（昭和23年法律第203号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保、医療安全の確保を行之つつ、人件費の適正化を行う。</p> <p>また、事務・技術職員の給与水準について、平成21年度における状況の検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。</p>	<p>ウ 4月に行われた行政刷新会議による事業仕分けの結果を踏まえ、専門的・実践的な研修、助言等の業務に特化し、窓口を設置しての待機方式の相談業務を廃止することとした。また、関係機関との調整を図りつつ、平成25年度までに47拠点を1/3程度まで順次集約化し、併せて、交付金の縮減等を図ることとした。</p> <p>（2）給与水準の適正化等</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえるとともに、医療法（昭和23年法律第203号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保、医療安全の確保を行之つつ、以下のとおり人件費の適正化を行った。</p> <p>ア 人件費削減のため、人員数については、労災病院の事務職・技能業務職を中心にアウトソーシング等による人員削減を行った。</p> <p>イ 年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを行い、平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定（最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化）を平成22年7月1日に実施した。</p> <p>ウ 期末・勤勉手当については、22年6月期に次の取組を実施した。 （ア）期末手当支給月数を0.2月削減 （イ）期末・勤勉手当に係る管理職加算割合の半減措置に加え、更に100分の2削減（25%→12%→10%、12%→6%→4%）</p> <p>事務・技術職員の給与水準の検証結果については、ホームページに公表（平成22年6月30日）した。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																		
<p>水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表すること。</p> <p>ア 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>イ 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>ウ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>エ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>ア 機構が策定した「随意契約見直し計画」（平成</p>	<p>かに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>ア 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>イ 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>ウ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>エ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、「随意契約見直し計画」（平成19年12月策定）に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>ア 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施</p>	<p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、契約監視委員会の点検・見直しを踏まえた「新たな随意契約見直し計画」（平成22年4月策定）に基づき、契約業務の効率化を図りつつ、より経済性のある契約の締結となるよう、一般競争入札等を原則とし、以下の取組により、更なる随意契約の適正化を推進する。</p> <p>ア 「新たな随意契約見直し計画」に基づく取組の着実な実</p>	<p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>随意契約については、「随意契約見直し計画」（平成19年12月策定）に基づき一般競争入札への移行を推進してきたが、平成22年4月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定、5月に公表し、その目標が引き継がれたことから、22年度は、新たな「随意契約等見直し計画」に記載した具体的取組事項に基づき、更なる随意契約等の改善に取り組んできた。</p> <p>その結果、平成22年度上半期の随意契約の割合は、平成21年度と比較して、件数で1.2ポイント、金額で3.6ポイント改善したところである。下半期は、一般競争入札等競争性のある契約を予定する調達が大半を占めるため、今後更に改善していく見込みである。</p> <p>競争性のない随意契約の割合</p> <table border="1" data-bbox="1596 1654 2564 1780"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22上半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数割合</td> <td>67.7%</td> <td>43.3%</td> <td>20.8%</td> <td>19.4%</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>金額割合</td> <td>71.8%</td> <td>53.8%</td> <td>18.7%</td> <td>16.5%</td> <td>12.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※不落・不調随契は、平成18年度は「随意契約」、平成19年度以降は「一般競争入札」に分類している。</p> <p>ア 平成22年4月に策定した新たな「随意契約等見直し計画」は、5月にホームページに公表するとともに、各施設に通知し、周知徹底を図ったところである。また、同計画に基づく取組のフォローアップとして、契約監視</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	22上半期	件数割合	67.7%	43.3%	20.8%	19.4%	18.2%	金額割合	71.8%	53.8%	18.7%	16.5%	12.9%
	18年度	19年度	20年度	21年度	22上半期																
件数割合	67.7%	43.3%	20.8%	19.4%	18.2%																
金額割合	71.8%	53.8%	18.7%	16.5%	12.9%																

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																
<p>19年12月策定)に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないこと。また、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>ウ 監事等による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請すること。</p> <p>(4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>医業未収金の徴収業務については、原則、すべての病院の未収金の徴収業務について、民間競争入札を実施すること。</p>	<p>するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としない。また、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>ウ 監事等による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請する。</p> <p>(4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>すべての労災病院における医業未収金の徴収業務を、本部において一括して民間競争入札を実施し、適正な債権管理業務を行う。</p>	<p>施に向け、会議等において周知徹底を図るとともに、その取組状況をホームページにて公表する。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、仕様書にあっては、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。 なお、一者入札の改善については、機構が行った業者へのアンケート結果を基に策定した改善方策に加え、契約監視委員会での点検・見直しを踏まえた改善方策を実施する。 また、企画競争や公募を行う場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう契約担当部門を含めた複数の部署の職員によって構成された評価委員会により実施する。</p> <p>ウ 監事等の入札・契約に係る監査にあっては、適正な契約に向けた取組状況、重点項目等の情報提供により、チェックを行うよう要請する。</p> <p>(4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>すべての労災病院において、平成21年10月より実施している民間競争入札による医業未収金の徴収業務を適切に運営する。 一定期間経過した債権の支払</p>	<p>委員会を定期的開催し、点検することとしている。 特に、在宅医療機器の賃借契約や医療機器の緊急修理など医療安全上の理由等により契約監視委員会において、「随意契約によらざるを得ないもの」と判断された契約と、「競争性のある契約に移すべきもの」と判断された契約を整理区分し、その上で、本部主催の各種会議を通じて、平成21年度に開催された契約監視委員会における点検・見直しの結果及び「随意契約等見直し計画」の内容を繰り返し伝達し、計画達成に向けた着実な取組みを指示したところである。 さらに、平成21年度において随意契約となっていた公益法人との契約についても、平成22年度上半期においては契約監視委員会で「随意契約によらざるを得ないもの」として認められたものを除き、一般競争入札等へ移行し、競争性の確保に努めてきた。</p> <p>イ 一者応札・一者応募対策については、平成21年度開催の契約監視委員会における審議を踏まえ、「随意契約等見直し計画」に取組事項として、事前確認公募による競争性の有無の検証、入札公告の見直し、資格要件の見直し等の改善策を明記し、各施設に対して周知徹底を図ったところである。 なお、平成22年度上半期における一者応札・一者応募の割合は、平成21年度と比較して1.3ポイント減少している。</p> <p style="text-align: center;">一者応札・一者応募の件数割合 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1614 814 2605 974"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22上半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争性のある契約件数</td> <td>2,501</td> <td>2,397</td> <td>1,517</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募の件数</td> <td>1,367</td> <td>1,040</td> <td>639</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募の割合</td> <td>54.7%</td> <td>43.4%</td> <td>42.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※不落・不調随契を含む。</p> <p>ウ 平成22年度における監事等による監査に当たり、年度当初に平成21年度契約監視委員会の点検・見直し結果及び「随意契約等見直し計画」の取組事項等について情報交換を行い、各施設の取組状況が適切なものになっているかという観点から、仕様書、公告年月日、入札年月日、契約方式及び契約書等の内容確認を行うよう要請した。</p> <p>(4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>医業未収金については、請求先が個人に係る未収金と保険者（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）によるものに分けられ、平成21年度末の医業未収金427億円のうち393億円については、保険者に係るものであり、請求後1～2か月後には必ず支払われるものである。残りの34億円については個人未収金であり、未収金対策マニュアルに基づき回収を行うと共に、平成21年10月より、発生後4か月以上の債権については、すべての労災病院において、民間競争入札により支払案内等業務を民間事業者に委託している。 また、委託債権額については、平成22年9月までの1年間で、約8億3百万円の債権を委託し、回収金額が約4千</p>		20年度	21年度	22上半期	競争性のある契約件数	2,501	2,397	1,517	一者応札・一者応募の件数	1,367	1,040	639	一者応札・一者応募の割合	54.7%	43.4%	42.1%
	20年度	21年度	22上半期																
競争性のある契約件数	2,501	2,397	1,517																
一者応札・一者応募の件数	1,367	1,040	639																
一者応札・一者応募の割合	54.7%	43.4%	42.1%																

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																				
<p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>労災病院については、平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること。</p> <p>その際、労災病院の近隣に国立病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行うこと。</p> <p>また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が</p>	<p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>労災病院については、平成22年度末を目途に個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、労災病院の近隣に国立病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築を始め効率的な運営可能性について検討を行う。</p> <p>また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべ</p>	<p>案内等の業務を委託することにより、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、徴収業務の効率化を行い、従来、病院職員がこのような未収金対策に要していた業務時間を、未収金の新規発生防止、新規未収金の回収業務及び訴訟等の法的措置実施業務に傾注し、適正な債権管理業務を行う。</p> <p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>個々の労災病院について、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来の政策医療を提供するという機能の発揮状況 ・地域の医療状況及び果たしている役割 ・収支見込みや今後の設備更新の必要性等を含めた経営状況等の観点から総合的に検証し、個々の病院の内容（実態）を集約する。 <p>また、近隣の国立病院がある場合は、実際に行われている診療連携の検証も含め国立病院との診療連携の構築の在り方を検討する。</p>	<p>2百万円、回収率は5.19%である。回収金額については、決算時における個人未収金の残高比較により検証しており、貸倒懸念債権・破産更生債権ともに前年度より減少している。</p> <p>なお、訴訟等の法的措置実施状況については、平成22年度（4月～9月）2件となっている。</p> <p>（参考）民間事業者への委託状況（平成21年10月～平成22年9月） （単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="1507 407 2199 793"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託金額</td> <td>802,785,013</td> </tr> <tr> <td>（1年未満）</td> <td>155,979,301</td> </tr> <tr> <td>（1年以上）</td> <td>646,805,712</td> </tr> <tr> <td>回収金額</td> <td>41,657,794</td> </tr> <tr> <td>（1年未満）</td> <td>12,379,118</td> </tr> <tr> <td>（1年以上）</td> <td>29,278,676</td> </tr> <tr> <td>回収率（%）</td> <td>5.19</td> </tr> <tr> <td>（1年未満）</td> <td>7.94</td> </tr> <tr> <td>（1年以上）</td> <td>4.53</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>ア 個々の労災病院の検証及び公表に向けた取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独法整理合理化計画及び第2期中期目標を踏まえ、現在、必要なデータを収集しつつ政策医療、地域医療事情、経営状況、国立病院との診療連携等に係る個別検証作業を進めているところである。 	区 分	合 計	委託金額	802,785,013	（1年未満）	155,979,301	（1年以上）	646,805,712	回収金額	41,657,794	（1年未満）	12,379,118	（1年以上）	29,278,676	回収率（%）	5.19	（1年未満）	7.94	（1年以上）	4.53
区 分	合 計																						
委託金額	802,785,013																						
（1年未満）	155,979,301																						
（1年以上）	646,805,712																						
回収金額	41,657,794																						
（1年未満）	12,379,118																						
（1年以上）	29,278,676																						
回収率（%）	5.19																						
（1年未満）	7.94																						
（1年以上）	4.53																						

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
<p>果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うため、機構は必要な協力を行うこと。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>事務及び事業の見直しの結果生ずる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行うこと。</p>	<p>き政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から総合的な検討を行うに当たり、必要な協力を行う。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>事務及び事業の見直しの結果生じる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行う。</p>	<p>4 保有資産の見直し</p> <p>事務及び事業の見直しの結果生じる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行う。</p>	<p>4 保有資産の見直し</p> <p>実物資産について 機構が保有する土地・建物は、平成16年度の独法化時に機構の業務の目的を達成するために必要な労災病院、看護専門学校等の施設を特殊法人労働福祉事業団から承継したものである。 保有資産については、独法化以降、機構法で定めるところにより、休養所等の廃止施設について、売却及び国庫納付の手続きを行っている。その他の資産も、「独立行政法人整理合理化計画」等に基づき、機構において、保有資産の利用実態調査を行い、処分可否等について検討を行った結果、本年度新たに2物件を売却処分することとした。 また、「省内事業仕分け」及び「刷新会議事業仕分け」においては、不要と指摘された保有資産はないが、引き続き保有資産の点検等に係る取組を継続している。</p>
<p>【評価の視点】 【21' 評価】今後とも、医師、看護師等の医療関係者の確保については、ワーク・ライフ・バランスに応じた各病院のニーズを踏まえつつ、知恵を絞った工夫ある取組を期待する。</p>	<p>□ 今後とも、育児のための医師短時間勤務制度、院内保育所の整備、育児・介護休業制度の積極的な活用等を推進するとともに、各施設のニーズや民間病院等の先進的な取組事例等も収集しつつ、本部主導により、各施設のワーク・ライフ・バランスに向けた取組を支援していく。</p>		
<p>【21' 評価】今後においても、適正な人件費管理を行うことはもとより、政策医療の展開による良質な医療の提供に配慮した必要な医師・看護師等の確保を行いつつ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革に関する法律」（平成18年法律第47号）を踏まえた着実な取組を進めることを期待する。</p>	<p>□ 引き続き、政策的に必要な医師、看護師等の確保に努め、これに伴う人員の増加については、事務職のアウトソーシングや技能業務職の退職後の不補充を一層推進していくこととし、本部主導による厳格な人件費管理に努めていく。 また、職員給与についても、平成22年6月には期末手当支給額を0.2月削減し、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合の半減措置に加え、更に100分の2削減（25%→12%→10%、12%→6%→4%）、平成22年7月には、最大5%、平均2.5%の俸給月額引下げ等を内容とする俸給表の見直しを行ったところである。今後も総人件費改革に沿った取組に努めていく。</p>		
<p>【21' 評価】今後とも、職員のモチベーション・モラルの維持に留意しつつ、適切な見直しを期待する。</p>	<p>□ 各職員の希望及び適正に応じた労災病院等間派遣交流・転任推進制度を本部主導により積極的に推進し、職員の能力向上、人材育成及び組織の活性化を図る。更に、各病院の職場懇談会やQC活動の活性化も図り、各職員の業務改善提案等を、病院の業務等に反映させることにより、職員のモチベーション・モラルの維持に努めていく。</p>		
<p>【政・独委評価】業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。</p>	<p>□ 以下の取組により国民のニーズを把握し、業務改善を図った。 ア 事業の業務実績をホームページで公表し、「当機構の業務実績に対する御意見の募集について」のページを設け、電子メールにより広く機構の業務に対する意見・評価を求めている。 イ 満足度調査や投書箱から寄せられた苦情、意見や要望を積極的に取り入れ、組織で対応している。 また、以下の取組により、法人における職員の積極的な貢献を促すための取組を促した。 ウ 労災病院では職場懇談会を計176回（平成22年度4-9月実績）開催しており、その中で随時業務改善につなげられるものについては実施した。 エ 病院以外の施設については、本部主催の会議、研修会等（所長会議、副所長会議、新任研修会等）に参加した職員からの質問や意見等を聞き、業務改善に繋げている。</p>		

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
	<p>【政・独委評価】法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、以下のような必要な見直しが行われているか。</p> <p>ア 「独立行政法人のレクリエーション経費について」（平成20年8月4日行政管理局長通知）において、レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた取組が行われているか。</p> <p>イ レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動がされているか。</p> <p>ウ 法定外福利費の支出は適切であるか。【21' 評価】</p>	<p>□ 福利厚生費の見直し等については、以下のとおり。</p> <p>ア レクリエーションに係る経費については、国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じ、法人からの支出を行っていない。</p> <p>イ 互助組織については、平成22年度からは法人支出を引き下げるとともに、リフレッシュツアー補助等のレクリエーション事業の廃止のほか、国に準じた事業内容となるよう、入学祝金、出産祝金等についても廃止したところであるが、さらに平成23年度以降の法人支出を廃止する方針とした。</p> <p>ウ 職員宿舎については、平成23年度から宿舎料を見直す方向で検討している。また、本部及び産業保健推進センターの借上宿舎については、平成23年度以降の段階的廃止について検討中である。</p> <p>エ 法定福利である健康保険の保険料について、機構理事長から健保組合に対して、負担割合を労使折半に見直すよう要請（5月14日、7月29日）を行い、臨時組合会（8月24日）の議題として検討されたが、結論が得られず、引き続き審議を行うこととし、23年2月に開催予定の次期組合会で決議されるよう労使で協議を進めている。</p>	

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>1 労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、収支相償を目指してきたこれまでの取組を更に前進させ、診療体制・機能の整備により無理なく自前収入による機器整備、増改築を行うことができるような経営基盤の強化を図るとともに、整理合理化計画及び勧告の方向性を踏まえ、経済状況に関する事情を考慮しつつ、平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、投資の効率化、人件費の適正化その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効果的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善する。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、中期目標期間又は前中期目標期間中において、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者数の確保、平均在院日数の適正化、新たな施設基準の取得等による収入の確保、診療報酬の動向等に対応した人件費の縮減、後発医薬品の採用拡大、労災病院間の共同購入等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により当期利益の確保に努める。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、中期目標期間又は前中期目標期間中において、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 平成22年度は、中期目標で定めた一般管理費、事業費等の効率化目標の達成及び労災病院における当期利益の確保に努めるための年度計画を作成した。</p> <p>(1) 平成22年度は、労災病院が勤労者医療の中核的な役割を的確に果たしていくために、自己資金による今後の増改築工事と計画的な機器整備を、安定した経営基盤のもとに確実に実施していく必要があることから、中期目標、中期計画、年度計画の達成に向けて様々な取組を行っている。その結果、9月までの各労災病院の収支差合計(現金ベース)は、44億円と平成21年度同期に比べて21億円を改善しているところである。</p> <p>① 労災病院に対する経営指導・支援</p> <p>ア 年度計画を策定するに当たり、「施設別病院協議(本部と全病院長を対象とした病院ごとの協議)」において、病院長との個別協議を重ね、より効率的な医療の提供を呼びかけるとともに、医療材料費及び業務諸費全般について見直しを行い、抑制を図った。</p> <p>イ 本部の「経営改善推進会議」において、労災病院の経営改善に向けて新たな施設基準の取得、高点数の施設基準取得や経費縮減方策を検討し実施している。</p> <p>ウ 「施設別病院協議」において決定した個々の病院の運営計画と年度前半の結果を照らし合わせ、患者数・診療単価等の経営指標に基づく下半期の収支差確保への取り組みを指示するとともに、毎月フォローアップに努め、必要に応じて支出の繰延べや投資的経費の支出凍結を指示することとしている。</p> <p>② 収入確保及び支出削減対策の具体的な取組</p> <p>ア 診療収入の確保</p> <p>特に、平成22年度は、診療報酬改定に迅速かつ確かな対応を図るため、本部主催による説明会や医事課長会議を開催し、新設の各種施設基準取得に向けた院内の体制整備を指示するとともに、各病院の進捗状況についてフォローアップに努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院の取得 2病院 計19病院 ・入院基本料7対1の取得 4病院 計13病院 ・急性期看護補助加算(新設)の取得 26病院 計26病院 <p>イ 給与費</p> <p>医師の処遇改善に伴う医師初任給調整手当の引き上げや医療の質の向上と安全のための医師、看護師等の増員による給与費の増が避けられない中で、6月期期末手当支給月数0.2月カットを行うとともに、7月には平均2.5%の俸給月額引き下げとなる給与改定(最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化)を実施し、人件費の抑制に努めている。</p> <p>ウ 医療材料費</p> <p>高度な手術等の増による医療材料費の増が見込まれる中で、後発医薬品の採用拡大、契約努力による薬品・診療材料単価の削減等により医療材料費の縮減に努めている。</p> <p>エ 経費</p> <p>医師、看護師の過重労働軽減を図るため、嘱託医師・嘱託看護師の増員による医師等謝金の増が避けられない中で、高額医療機器の共同購入の実施に伴う投資的経費の縮減、契約努力及び予算執行のの繰延べ・凍結による印刷製本費、通信運搬費等の削減に努めている。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）																					
<p>2 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、確実な償還を行うこと。</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、確実な償還を行う。</p> <p>2 予算（人件費の見積もりを含む。）</p> <p>別紙2のとおり</p> <p>3 収支計画</p> <p>別紙3のとおり</p> <p>4 資金計画</p> <p>別紙4のとおり</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行う。</p> <p>また、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額292百万円を回収する。</p> <p>2 予算（人件費の見積もりを含む。）</p> <p>別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画</p> <p>別紙2のとおり</p> <p>4 資金計画</p> <p>別紙3のとおり</p>	<p>(2)</p> <p>正常債権の回収額（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1567 283 2597 394"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収目標額</td> <td>—</td> <td>626</td> <td>573</td> <td>493</td> <td>303</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td>回収実績額</td> <td>1306</td> <td>950</td> <td>1044</td> <td>853</td> <td>426</td> <td>366</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	回収目標額	—	626	573	493	303	292	回収実績額	1306	950	1044	853	426	366
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																		
回収目標額	—	626	573	493	303	292																		
回収実績額	1306	950	1044	853	426	366																		
<p>〔評価の視点〕</p> <p>【政・独委評価】回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p><input type="checkbox"/>（労働安全衛生融資） 労働安全衛生融資に係る回収計画の実施状況についての評価を以下のとおり行う。 i) については、受託金融機関からの債権管理状況報告により行っている。 ii) については行った。（平成22年度においては、繰上償還の増加により償還額が計画を上回った。）</p> <p><input type="checkbox"/>（未払賃金の立替払） 未払賃金立替払事業に係る代位取得した賃金債権については、回収計画の実施状況についての評価を以下のとおり行った。 i) 不該当 ii) 破産事案における立替払件数と債権届出件数との差は、破産手続廃止等による差である。また、事実上の倒産事案における立替払件数と求償通知を要する件数との差は、事業主の所在不明等による差である。</p>																							
<p>【政・独委評価】貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p><input type="checkbox"/>（労働安全衛生融資） 労働安全衛生融資については、回収計画を策定し、その実施状況についての評価を行った。</p>																							
<p>【政・独委評価】回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p><input type="checkbox"/>（労働安全衛生融資） 労働安全衛生融資については、回収計画の見直しを行い、上半期で当初の回収目標額を達成することができた。</p>																							
<p>【21' 評価】診療報酬のプラス改定や厚生年金基金試算運用実績の改善による見込みだけではなく、次年度以降の課題として、一層の工夫を凝らした業務運営の効率化も含めた介せよう計画の策定など更なる取組を期待する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 労災病全体の上半期（4月～9月）医業収益は、本部の経営指導を強化し、各病院が診療報酬改定に伴う収入確保に迅速に対応したことなどから、前年同期に比べて、約60億円改善した。</p> <p>下半期においても、この収益改善基調を維持するとともに、支出については人件費の抑制、後発医薬品等の本部一括購入による経費削減及び投資的経費の支出凍結等を行い、費用の縮減に努める。</p> <p>この上で、次年度以降も、継続的に収益の確保、費用の縮減を図り、累積欠損金を毎年度着実に解消していくため、病院協議等を通じて各病院の経営目標及び経営改善計画等を本部主導により取りまとめる。</p>																							

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>4,038百万円(運営費交付金年間支出の12分の3を計上)</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「4 保有資産の見直し」に基づき、次のア及びイに掲げる保有資産を速やかに処分するため、売却業務を民間等に委託するなど具体的方策を講じ、中期目標期間の最終年度までに処分が完了するよう努める。</p> <p>ア 病院</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>3,598百万円(運営費交付金年間支出の12分の3を計上)</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>中期計画に掲げる重要な財産の処分に当たり、引き続き土地、建物の測量・登記及び不動産鑑定評価を実施し、早期処分のために不動産媒介業者を活用するなど、順次売却手続を進める。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>短期借入金の実績なし(4～9月実績)。</p> <p>第5 重要な財産の譲渡</p> <p>1 譲渡物件 労災リハビリテーション北海道作業所(職員宿舎)について、平成22年9月17日に土地・建物の譲渡契約を締結した(平成22年9月30日付けで所有権移転)。</p> <p>2 一般競争入札の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災リハビリテーション北海道作業所(作業所本体) (入札公告：平成22年7月20日、開札：9月9日、結果不調) ・ 労災リハビリテーション広島作業所 (入札公告：平成22年6月21日、開札：8月5日、結果不調) ・ 九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎(みどり寮・井戸町宿舎) (入札公告：平成22年8月23日、開札：10月21日、結果不調) ・ 東京労災病院職員宿舎(馬込宿舎) (入札公告：平成22年9月6日、平成22年12月6日契約締結、平成23年1月17日所有権移転) ・ 関西労災病院職員宿舎跡地 (入札公告：平成22年9月6日、開札：11月4日、結果不調) ・ 旭労災病院職員宿舎(院長・局長宿舎) (入札公告：平成22年9月13日、平成22年11月18日契約締結、平成22年11月29日所有権移転) ・ 水上荘(休養所) (入札公告：平成22年9月13日、開札：11月11日、結果不調) <p>※上記の不調となった資産については、売却促進に向け引き続き購入者の調査及び公告の掲載を行っている。</p> <p>3 上記物件以外についても、順次一般競争入札公告実施のための、土地、建物の測量・登記及び不動産鑑定評価を継続している。</p> <p>4 本部において、保有資産利用実態調査を踏まえた処分可否等について評価・検討を行い、新たに2物件について売却処分することを決定した。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
	<p>青森労災病院付添者宿泊施設、岩手労災病院職員宿舎、岩手労災病院付添者宿泊施設、東京労災病院職員宿舎、旭労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地、関西労災病院職員宿舎跡地、九州労災病院移転後跡地、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎、霧島温泉労災病院、霧島温泉労災病院職員宿舎、福井総合病院労災委託病棟</p> <p>イ 病院以外の施設</p> <p>労災リハビリテーション北海道作業所、労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、労災リハビリテーション広島作業所、水上荘、恵那荘、別府湯のもりパレス</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第6 剰余金の使途</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績(4月～9月)														
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の抑制を図る。</p> <p>(2) 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進する。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、期首の職員数(720人)以内とする。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、前年度に引き続き浜松労災病院、和歌山労災病院及び九州労災病院の施設整備を進める。</p> <p>また、本年度より千葉労災病院、岡山労災病院及び熊本労災病院の、施設整備を進めていく。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 人事について</p> <p>ア 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1576 533 2407 615"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>800人</td> <td>786人</td> <td>780人</td> <td>745人</td> <td>720人</td> <td>720人</td> <td>691人</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度の運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成21年度末に海外勤務健康管理センター及び労災リハビリテーション工学センターを廃止したため△29人の691人となった。</p> <p>イ 国家公務員の再就職者ポストの見直しについて 役員ポストの公募については、理事長及び理事のポストについて平成22年9月に実施した。 なお、廃止するよう指導されている嘱託ポストは無い。</p> <p>ウ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しについて 高齢者の安定した雇用を確保するため、定年後再雇用制度を導入しており、定年を迎えた職員が希望する場合は継続雇用に努めている。</p> <p>(2) 人事に関する取組 柔軟な人事交流を推進するために、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度を平成17年度に創設。それにより平成18年度から従前の対象となっていなかった管理職以外の看護師や医療職を中心に人事異動を行い、職員の活性化を図った。 (参考)平成22年度上半期適用者 ・派遣交流制度適用者数 41人 ・転任推進制度適用者数 45人</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、前年度に引き続き浜松労災病院、和歌山労災病院及び九州労災病院の施設整備を進める。 また、本年度より千葉労災病院、岡山労災病院及び熊本労災病院の、施設整備を進めていく。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	800人	786人	780人	745人	720人	720人	691人
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度											
800人	786人	780人	745人	720人	720人	691人											

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>整理合理化計画及び勧告の方向性を踏まえ、次のことについて計画的に取り組むこと。</p> <p>1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止</p> <p>労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発機能を、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門に移管した上で、廃止すること。</p> <p>また、海外勤務健康管理センターについては、利用状況や同様の業務が他の実施主体により実施されていること等を踏まえ、廃止すること。</p> <p>2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止</p> <p>労災リハビリテーション作業</p>	<p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p>総合せき損センター、千葉労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、熊本労災看護専門学校</p> <p>イ 予定額</p> <p>総額 14,310百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）</p> <p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止</p> <p>(1) 労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発機能を、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門に移管した上で、平成21年度末までに廃止する。</p> <p>(2) 海外勤務健康管理センターについては、平成21年度末までに廃止する。</p> <p>2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止</p> <p>労災リハビリテーション作業</p>	<p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p>総合せき損センター、千葉労災看護専門学校、熊本労災看護専門学校</p> <p>イ 予定額</p> <p>総額 2,494百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）</p> <p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止</p> <p>(1) 労災リハビリテーション作業</p>	<p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p>総合せき損センター、千葉労災看護専門学校、熊本労災看護専門学校</p> <p>イ 実績見込額</p> <p>2,036百万円（特殊営繕を含む）</p> <p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止</p> <p>(1) 労災リハビリテーション作業所については、在所年齢の上限の定着を図るとともに、高齢在所者について、退</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績（4月～9月）												
<p>所については、新規入所者数の減少、在所者の長期滞留化・高齢化が進んでおり、社会復帰までの通過型施設としての機能の発揮が困難になっていることから、国の関連施策と連携し、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止すること。</p>	<p>所については、在所年齢の上限の徹底等を図るとともに、国の関連施策と連携し、在所者の意向の把握、退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止する。</p>	<p>所については、在所年齢の上限の定着を図るとともに、高齢在所者について、退所先の確保を図りつつ、強力かつきめ細かな退所勧奨に取り組む。</p> <p>(2) 作業所の廃止時期の設定及びそれに伴う必要な準備を進める。</p>	<p>所先の確保を図りつつ、強力かつきめ細かな退所勧奨に取り組んだ。</p> <p>70歳以上の在所者数</p> <table border="1" data-bbox="1626 331 2309 447"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度（4～9月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在所者数</td> <td>6人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>退所者数</td> <td>11人</td> <td>5人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：在所者数は、年度末又は22年9月末の人数である。 22年9月末の在所者2人のうち、1人は、10月28日に、もう1人は12月8日に退所した。</p> <p>(2) 作業所の廃止について、本年6月に以下のとおり決定した。</p> <p>① 福井作業所及び愛知作業所を平成24年度末をもって廃止する。</p> <p>② 宮城作業所、長野作業所及び福岡作業所についても、平成25年度以降に順次廃止することとし、個別の廃止時期については、遅くともその2年前までに通知する。</p> <p>なお、廃止時期が決定した作業所については、在所者の退所先の確保に万全を期すとともに、作業内容や管理体制の見直しを行うなど必要な準備を進めている。</p>		20年度	21年度	22年度（4～9月）	在所者数	6人	3人	2人	退所者数	11人	5人	2人
	20年度	21年度	22年度（4～9月）												
在所者数	6人	3人	2人												
退所者数	11人	5人	2人												

